



3月号  
Vol.3  
MAR 2000

# 山梨自治風の風

---

特集  
**求められる効率的行政**

---

まち自慢

巻頭随想

市町村リレーまちづくり 夢づくり

苦言 提言

珍・間・感・分??

自治Q&A

---

# まもち自慢

## 東八代郡中道町



### 東八代広域行政事務組合 東八聖苑

全体が自然に囲まれた緑の丘陵の中にとけこむようすべての面で配慮しました。施設については、明るく、かつ人生の終えんの場にふさわしい尊厳と品位を保ち、ご遺族の安らぎの場となるよう心がけております。

来苑される皆様には、自然の静粛さをはじめ待合ロビー・待合室・日本庭園さらに、施設内に配置された造形、冥想の空間から心の安らぎを覚えていただけるものと思えます。

火葬棟は、施設の自動化を図ると共に、近代技術の粋を集め、環境にも十分に配慮した施設です。さらに自家発電装置を配置し、不測の事態にも備えました。



- ◆ 所在地 / 中道町右左口3016番地の1 (電話055-240-1101)
- ◆ 受付・使用時間  
 受付時間 / 午前8時30分～午後5時15分  
 使用時間 / 午前9時～午後5時

3 月号  
Vol.3  
MAR. 2000



桜花に浮かぶ  
上九一色村提供  
撮影 長谷川 純さん(京都府)

1

まち自慢	東八代広域行政事務組合「東八聖苑」	表2
巻頭随想	「平成の市町村合併」が問いかけるもの PHP総合研究所主任研究員 荒田 英知	2
まちづくり	夢づくり「石和町」	4
特集	求められる効率的行政	
特集1	県の政策アセスメントについて	8
特集2	PFI方式による公共施設等の整備について	14
特集3	個人情報保護条例の整備について	18
特集4	地方公務員の新再任用制度の導入背景と制度内容について	21
市職員海外研修レポート		24
市町村間職員交流体験記		26
苦言提言		27
	峡西地域市制推進協議会会長 小林 寛樹	
珍・聞・感・分??		28
	日本に来て思ったこと 海外技術研修員 近藤 基広	
自治Q&A		29
がんばっていまーす!!		32
市町村イベントごよみ		34
市町村振興協会たより		36
はつらつ!! 市町村職員	土屋 雅光さん(高根町)・編集後記	表3

## 時の人 河口湖のサイン計画への取り組み

河口湖町では、富士山と海のある文化のまちづくりをキャッチフレーズに、恵まれた豊かな自然環境や景観を重視し、調和のとれた都市環境の形成を推進している。現在、民間人からなる検討委員会を設置して、その重要課題である美しい景観を保持するために、景観ガイドプランを作成し、サイン計画の普及に積極的に取り組んでいる。その推進役が建設課の堀内課長さん。サイン計画事業とは、富士山と湖を結ぶ約十キロメートルの主幹道路沿線をモデルルートに定め、景観形成に関する指針を示しながら、美観風致や交通等を阻害し乱立している屋外広告物の撤去や、特定地への集約とサインの統一化を進めるものです。

更に屋外広告物の目的と景観の調和を図るべく関係法令の調整や、独自の規制とペナルティ制度の導入の検討をすすめ、民間への推進委員の要請や住民意識の啓蒙と協力活動を展開しながら、快適でクリーンな街並みの創出に努め頑張ってきて、いと今後の抱負を語ってくれた。



堀内 剛気さん  
(河口湖町建設課長)

# 巻頭

# 随想

PHP総合研究所地域政策研究部主任研究員 荒田英知



## PROFILE

PHP総合研究所地域政策研究部主任研究員  
荒田英知  
(あらた ひでとも)

1962年福岡県生まれ。85年、鹿児島大学法文学部卒業後、PHP総合研究所入所。故・松下幸之助が設立した、新政策提言機構「世界を考える京都座会」事務局をへて、地方自治分野の研究活動に専念、現在に至る。著書に「自立する地域—自助・互助・公助のまちづくり—」などがある。

# 「平成の市町村合併」が問いかけるもの

## 合併要綱の作成について考える

いよいよ幕開けする地方分権時代を目前に、県内六十四市町村の職員の方々にとって、多かれ少なかれ「気になる」話題として、「市町村合併」があるのではないだろうか。

周知のように、昨年八月に国が市町村合併に関する「指針」を提示。政権を担う自公の政策合意のなかでも、当面一千自治体に再編するという数値目標が掲げられた。

俗にいう「平成の市町村合併」には、それなりの必然性がある。従来からいわれる生活圏の広域化

に加えて、高度化・複雑化する行政課題や、極度に悪化した国と地方の財政事情などである。昭和の大合併以来続いた「自主的合併」路線は、ついに抜本的に転換することになるのであろうか。

現在、国は各都道府県に対して、合併を推進する「要綱」の作成を平成十二年中までに求めている。しかし、その進捗は決して一様ではない。

従来なら、国が提示した方向性に県は従順に従い、新たな政策課題に対して全国は一律に対応してきたといえるだろう。しかし、

今回は合併推進を是とする県と、あくまで市町村の自主性に委ねるという県に対応が分かれつつあるようだ。これはひとえに、各県知事の合併問題への認識を反映したものと見える。ある意味では、地方分権時代にふさわしい対応とみることもできるかもしれない。

私は昨年七月以来、全国の都道府県の市町村課や地方課の担当職員が、この問題に関して横断的に意見交換・情報交換する場として「PHP地域政策フォーラム」を主宰している。そこでの議論を見る限りでは、県の立場から市町村合併に積極的に音頭を取ろうとしているのが全国の四分の一、逆に消極的どころが四分の一、そし

て模様ながめが残り四分の二といったところである。市町村の主体的な検討を支援している山梨県は、積極派に位置づけられよう。

ところで、国の指針では人口規模によって、五段階の類型が提示されている。このうち、最小となる一万人から二万人の括りには、「少なくともこの規模は達成すべき」という意図が込められているようだ。国がこのような小さな人口規模も再編の類型に含めたのは、現在の住民一人あたりの行政経費をみると、人口一万人以下の場合に顕著な上昇がみられることを反映している。具体的には中山間地域や離島が想定されており、実現すべき目標としては「適切か

つ効率的な基幹的行政サービスの提供」が求められている。

山梨県内の六十四市町村のうち、四十二が人口一万人以下であり、山梨県においても、人口規模の小さな自治体を「要綱」の中でどう取り扱うかが懸案となるだろう。平成十一年三月に県が発表した「望ましい市町村のあり方に関する調査」では、県内の八圏域について二十七の多様な合併パターンを提示している。各パターンを単純に平均すると、構成市町村数は五・四となる。

昭和六十年以後、わが国で実現した市町村合併は十五件。その構成市町村の平均は二・六である。この差から考えても、山梨県内で今後進められるであろう合併では、より多くの市町村を対象として合意形成を進める必要がある、それには相当な努力と工夫が求められることが想像される。

いうまでもなく、市町村合併は手段であるが、仮に平成の市町村合併が避けることのできない一大変革であるとするなら、合併によってより良い地域を形成するための秘策はないものだろうか。

## 地域の内部構造を二層で考える

明治二十二年の町村制の施行による「明治の大合併」では、約七万の集落が一万五千ほどに統合されている。さらに、昭和三十年前後に進められた「昭和の大合併」によって、約一万の市町村数は三千数百になった。

ここで現市町村と比べるために、昭和の大合併以前の自治体を「旧町村」、明治の大合併以前のそれを「集落」と呼ぶことにする。旧町村は形のうえでは四十五年ほど前に消滅したことになるが、本当に跡形もなくなっているかという点では、祭りや冠婚葬祭、あるいは選挙の際には、旧町村という枠組みが突如として私たちの前に蘇ることがある。これは誰しも合点のいくことだろうと思う。市制施行した都市でも、小学校区は旧町村と一致している場合が多い。

同様に、集落という単位も特に山間部では依然として地域を形成する重要な基礎単位である。過疎の町村の将来像を考える際には、集落ごとの個別の検討が欠かせないのは自明であるし、すでに集落を単位とした振興策を取り入れる

町村も増えている。

こうした視点から考えれば、わが国の自治の単位は小から大に一方的に拡大したのではなく、小さな単位の上に大きな単位が、時代の行政ニーズに対応しながら二重三重に積み重なってきたと解釈できる。

この点こそが、平成の市町村合併によって「良い地域社会」を形成できるか否かの分かれ目になるように思われる。今日、平成の市町村合併が求められる最大の理由は、地域における政策主体の確立である。それは地域戦略を構築するヘッドクォーターであり、財源の裏づけも含めた経営主体として成立することが求められている。

しかし、その必然性の一方で、我々が長らく軽視してきた、旧町村や集落などの地域単位の価値を再認識し評価、活用することが同時に求められているのではないか。

平成の市町村合併によって誕生する「新市」を円滑に機能させるには、その内部構造として「現市町村」「旧町村」を加えた「三層構造」が有効なのではないか。ここでは地域内分権による行政機能

の分散化や住民参加による官民のパートナーシップが求められている。新市の市役所に必要な機能はあくまで地域のヘッドクォーターとしてのものであり、身近なサービス提供者としての機能は可能な限り現市町村に残されるべきではないか。そうした新たな組織論が必要である。

このような仕組みを構築することは全体としての行政組織をむしろ肥大化させる危険も伴っている。そこでパートナーシップによる官民の役割分担の変更を考えなければならぬ。昭和の大合併では単に自治体の規模の変更、すなわち団体自治の再編のみが問われたが、平成の市町村合併が求めるのは団体自治と住民自治の再構築であり、それは過度の行政依存体質からの脱却を意味している。

昭和の大合併では、旧町村の残像を取り払い、新たな自治体としてのアイデンティティを確立することに努力が払われたようだが、しかし、平成の市町村合併において鍵を握るのは、高度な問題解決力を有する地域の広域的ヘッドクォーターの構築とともに、現市町村の機能の合理的な活用、そして住民自治を主体とした旧町村の復権にあるのではないか。

ままぢづくり  
夢づくり

## 石和町

## 町民参加の理想郷

「スコレー都市・石和」の  
実現を目指す

山梨県のほぼ中央に位置し、県都・甲府市に隣接する石和町は、人口二万六千人、面積十五㎢の町です。甲武信ヶ岳に源を発する笛吹川の中流が町を貫流し、御坂山系から流下する金川との合流域にあり、この扇状地である東部地域以外は概ね平坦な形状をなしています。このような地域にあるため、

町内には、十四の一級河川が流れ、往古から水害との闘いが繰り返されてきました。記録に残る安土桃山時代からの洪水による被害は五十回を超え、先人はその度に水との闘いに立ちあがり不屈の精神を養ってきました。また、甲州街道や青梅街道、鎌倉往還が交差する地であるため、交通の要衝で、近世は

宿場町として栄えてきました。

昼夜寒暖の差が大きい盆地特有の気象や氾濫がもたらした砂礫土壌などから果樹栽培の適地となつていきます。このため、ぶどう、もも、かき、りんご等の果樹園が郊外に広がり、取り囲む山々と調和しています。近年は加温栽培による果物の早場地帯として県内外に知られ、ランなどの花卉園芸も盛んであります。

ところで、石和町にとって一九



「石和温泉桃の花まつり」川中島合戦戦国絵巻

六一年（昭和三十六年）は、果樹園のなかに高温多量の温泉が湧出したエポックメイキングの年でありました。小川に流れ込んだ温泉はほどよい湯加減となり、にわか湯治客が近郷から押し寄せました。ブドウ棚や柿の木に衣類を掛け、弁当を広げたり一献傾ける様子は、「青空温泉」の出現としてマスコミで紹介され、石和の名は一躍全国にとどろきました。これがホテル・旅館など百件、訪れる観光客は年間三四十万人を数える石和温泉郷の幕開けでありました。

爾來、「果実と温泉の郷」をキャッチフレーズに、農業と観光を両輪として発展を図ってきました。宿泊客に新鮮で安価な品を提供する甲州ぶどうまつりの開催や県外消費者の無料招待、産直などを実施して販売拡大に努め、従来の歡樂型観光地のイメージを払拭して、家族連れでのんびりとした長期滞在が可能な観光地づくりを目指しています。こうした結果、温室もも園での花見が始まって、甲府盆地に春を告げる桃の花まつり・川中島

合戦戦国絵巻、笛吹の清流でのアユ釣り、古式ゆかしい徒歩鶯（鶯飼い）、晩夏のひと夜を彩る花火大会、実りの秋を満喫するぶどう狩りと、年間を通して楽しめるスポットになっています。同時に、風光明媚な県内各地、秀峰富士と五湖、南アルプス、八ヶ岳、昇仙峡などへの宿泊基地としての役割も果たしています。

そのほかの産業面では近年、JR中央本線石和温泉駅を含めた交通立地条件を活かして大型店舗の進出もあります。町も駅前開発と地元密着の商店街通りを一体化して、活性化すべく、都市計画の土地区画整理事業や街路事業を導入し、「まち並み保存」も視野に入れたら、二十一世紀初頭の完成を目途に事業を推進しています。

## ■スコレー都市の意義

「まちづくり」は、確かなイメージを描くところから出発する。このため石和町では住民諸階級のニーズを十分に反映させた第3次総合計画を一九八七年に策定、

- ◎安全で快適な住みよい環境づくり
- ◎明日の活力を生む産業づくり
- ◎創造する福祉と健康づくり
- ◎心豊かな人づくりと香り高い文



スコレー都市・石和 拠点となるスコレーセンター

化づくりの四つの旗を高く掲げました。そして来年度を最終目標年次とした総合計画策定に併せて、「スコレー都市・石和」を宣言しました。

スコレー（SCHOLE）とは古代ギリシヤ語で、個々人がいかにようにも自由に、主体的に使うことを許された時間と言う意味を持っています。余暇の活用で学習し、

そのことによって経済的にも豊かになり、自己自身を高め、文化を創造し、充実した人生を過ごすことを目標としています。アリストテレスの政治学によるスコレーの活動内容は、国政への参加、学問に費やすこと、芸術を楽しむこと、善き人間になるための徳を磨くことの四点を指摘しています。現在の解釈すると、学校教育は言うに及ばず生涯学習に励み、職業能力や教養を高めることに努め、人間的に向上することと意義付けすることができま

す。つまりスコレー都市とは、このような住民の自由で主体的な営みを可能な限り支援、補償する都市ということでもあります。

## ■生涯学習の拠点

地域社会にあつては、人と人、心と心の絆が大切であります。温泉観光地としての発展が極めて

急激であったこと、県都・甲府市のベクトルタウン化などが進み、スコレー都市づくりを提唱した当時、かつて農村に存在していた善き人間関係が希薄になりつつありました。また、地域に根差した公民館活動には停滞の感があり、この地で生まれ育った住民と新住民、お年寄りと若年層というように意識の階層化が進行してまいりました。総合計画策定委員会でもこうしたことが第一義に取り上げられ、誰もが気がねなく利用できる学習の拠点づくりが決定されました。

それが、生涯学習の場を提供するスコレーセンター（多目的研修集会所）や町立図書館であり、スコレーバリオであります。セン



スコレー大学の人気講座「陶芸教室」

ターでは一九八九年から義務教育を終了した町民はもとより町外者も対象としたスコレー大学を開校し、受講者は延べ三万名を数えています。講義内容は、一般教養コース、芸術・文化コース、スポーツコース、ライフコース、ボランティアコース、家庭教養コース、人生チャレンジコースなどが用意されていて、著名人による特別講演会も計画されています。スコレー大学の学期は一年で、四十五単位を取得すると卒業証書が渡されます。学生証とともに卒業証書はステータスシンボル化していて、

実際に役立つ多種多様な講座はすっかり生活のなかに定着しています。利用累積登録者は3万名を誇る町立図書館の蔵書や視聴覚資料は、十二万点を超えています。他の図書館とのネットワークシステムも完備しているため、検索可能量もほう大であります。スコレー大学と同じく町民に限定していないため隣接市町村の利用者も年々増加していて広域的な文化拠点を形成しています。より身近な図書館を合言葉に、全国に先がけオーディオビジュアルの貸出しの導入や移動図書館も備えています。

付近には、清流館（柔剣道場・弓道場）や、相撲場、芝生広場・野外ステージ・水辺ゾーン等が整

備されており、さらに一九九二年に設立された「いさわ文化・スポーツ振興財団」の事務局が置かれているスコレーパリオもあり、ここには陶芸用の窯やアトリエが設置されています。

笛吹川沿いにあるこれら一連の施設は、周囲が果樹園のため落ち着いた環境にあり、まさにスコレー公園であります。散歩の途中に、買い物帰りにと、訪れる人々にとつてくつろげる空間となっております。

## 生活空間にも こだわり

スコレー都市づくりの基本は人づくりであると認識している石和町では、快適な環境づくりにもウエイトを置いています。四季折々の花や緑、流れる清水が楽しめる。いわば全域が自然と調和した公園のようなまちづくりを目指しています。旧国鉄用地を活用して石と水をモチーフにした駅前公園、武道館や野外ステージもある清流公園（前記）さらに地域の歴史を題材にし文化財を核とするスコレー公園、街角でふと佇むポケットパーク、笛吹川ふれあいゾーン、水辺ゾーンなどが計画に基づいて完成しています。また、花のまち

づくり事業をスタートさせて、種苗の配布、公共用地での花壇造成の奨励、誕生や結婚・新築など人生の節目に記念樹をプレゼントする事業も好評を博しています。さらに、ホテル、旅館等の生ごみの堆肥化についても実験を始め、町全体の生ごみのリサイクルを検討しています。生ごみを有機肥料にし、農協を通して農家で野菜や果実を生産しその生産物をホテル等で



石和町ふれあいセンター「なごみの湯」

客さんに食べていただくという夢を模索しています。花のまちづくりとともに環境美化への貢献が期待されています。

## 人を大切に スコレー都市

このようにスコレー都市づくりは、それを支える人づくりと住みやすい居住環境づくりでもありません。昨年度にはデイサービスセンターと町営温泉施設（なごみの湯）が完成し、町立病院と保健福祉センターを併せ持つこの町に、また一つ大きな財産が増えました。

二十一世紀を目前にもう一度スコレーの四つの旗を見詰直し、本町が持つ古い歴史と、豊富な水・豊富な果実・豊富な温泉といった恵まれた資源を活かしながら、「休養の場」・「学びの場」・「遊びの場」・「仕事の場」として、パランスのとれた観光都市・温泉保養都市・樹園都市としての構築を目指しています。言いかえれば、町民参加の理想郷づくりであり、いま推し進めているまちづくり、いわゆる「スコレー都市・石和」の実現につながります。

# 山梨自治風の<sup>の</sup>特集

求められる効率的行政



地方財政の危機がいわれる中、「行政評価」や「PFI」など行政の効率的な運営のための新たな手法が注目を浴びている。そこで、今回は県で進めている「行政評価」、いわゆる「政策アセスメント」と、昨年9月に施行された「民間資金等の活用による公用施設等の整備等の促進に関する法律」いわゆる「PFI法」の内容を紹介する。

このほか、個人情報保護条例の考え方と平成13年度から施行される「新再任用制度」の概要を紹介する。

特集1 ● 県の政策アセスメントについて

行政改革推進室  
政策アセスメント

末木浩一

特集2 ● PFI方式による公共施設等の整備について

市町村課財政担当

田中雄章

特集3 ● 個人情報保護条例の整備について

山梨地方自治研究会

望月洋一

特集4 ● 地方公務員の新再任用制度の導入背景と制度内容について

市町村課行政担当

林貴彦

# 行政運営の質的な改革を目指す!! 県の政策アセスメントについて

行政改革推進室政策アセスメント 末木 浩一

県では、平成十年度から政策アセスメント(以下、「政策アセス」という。)の検討を始め、平成十三年度に本格導入する計画で鋭意準備を進めているところである。政策アセスメントとは、現在県が進めている行政改革の新しい手法として、「より良い行政サービスをより効率的に提供する」という理念のもと、行政運営の質的改革を自指すものである。この機会にこの制度の概要を説明し、市町村の皆様にも制度についての御理解を深めていただくとともに、制度導入に向けての取り組みの一助になればと願うものである。

## 1 政策アセスは、行政の自己改革の取り組み

政策アセスは、「改革」をキーワードに、組織や職員定数といったこれまでの行政改革の手法とは異なり、行政内部では長年、当然視されている考え方や行動様式を改め、民間の経営手法を参考に行政のやり方の抜本的な改革を目指す手法である。このためには、前

例踏襲、慣行優先といった職員の意識や、「お役所仕事」と言われ非効率で成果を意識しない行政体質の改革が不可欠である。制度導入に当たっては、全く新しい行政手法のため、三年間の準備期間を設けている。この期間に職員研修や試行を通じて、導入目

的の理解や制度の定着を図るとともに、運用上の課題を明らかにし、精度の高いシステムの確立を目指すことにしている。

政策アセスとは、本県で独自に名付けたものであり、一般的には行政評価と言われている。行政評価についてはいくつかの定義がなされ、多様な使われ方をされている。多くの自治体が事務事業評価とされているが、国ではこれらを含む広義の意味で政策評価と呼んでいる。そして、様々な目的と意義付けをして取り組みがなされている。

近年、行政評価は、行政の自己改革の有力な手法の一つとして注目を浴びている。行政に「評価」という概念を持ち込み、自らがある一定の物差しで客観的な数値により、事業の成果や目的達成度を評価し、これを改革改善につなげるものである。さらに、結果は住民に公表することによって、説明

責任を果たす制度でもある。

県では、これまでも定期的に事務事業の総点検や、毎年の予算編成の際に、シーリングの枠を設定し、事業の必要性や効率性等の観点から見直しを行ってきた。

これらと異なる政策アセスの特色は、

①明確な理念の下に、②統一的な評価方法で、客観的な数値指標により、③継続して見直し、④その成果を計画や予算に反映させる。そして⑤その結果を公開し、県民との議論を通じて今後の事業に活かすことである。

三重県では、平成七年度に始めた行政改革運動の具体的な展開の中で、事務事業を見直すための仕組みである事務事業評価システムの構築に、重点的に取り組んだ。これが端緒となって、各地の自治体での取り組みが急速に進んだところである。

参考文献 上山信一著「行政評価の時代」NTT出版

## 2 導入は時代の要請

最近の調査によると、行政評価について、都道府県及び政令指定都市の全ての団体で、導入または検討がなされている。一方、市区町村においては、一〇一五団体（三一％）で導入または検討がなされている状況にある。（参考一九九九年現在の行政評価の取組状況「自治省調べ」）

その先駆けとなったのは、平成七年度からの、三重県の取り組みで、これをマスコミが取り上げ報道したことにより、全国に周知されることとなったのである。戦後の日本の発展をもたらした様々なシステムが、社会経済環境の大きな変化に適応できずに、制度疲労を来していると言われている。行政についても、右肩上がり経済を前提とした財政構造の変化や、住民意識の高揚など、環境変化に対応した、新しいシステムを構築することが強く求められている。

このような状況認識を背景に、県においては、一昨年八月、民間有識者で構成する山梨県行政改革推進委員会から、公正、透明な行政運営のためには政策アセスの導入が必要である、との報告をいただいた。報告に先立ち、県では、行政改革委員会の審議に活用し、新行政改革大綱に県民の声を反映させるため、一昨年五月に県民二

千人を対象に、行政改革に関する県民意識調査を実施した。調査の中で、「必要に思う県の情報」という問いに対して、「県が行った事業の成果や効果」「県の計画や事業がどのように決まったかという理由や過程」という回答がそれぞれ三割を超え、事業の決定過程や効果などの情報についての県民の関心が高いことが明らかになった。

これらを踏まえ、昨年三月に策定した新行政改革大綱で、政策アセスを導入することにしたものである。国でも、昨年七月に成立した中央省庁等改革基本法の中で政策評価機能の充実を掲げ、各省庁に専門機関の設置と実施要綱の策定を義務付けている。また、改革基本法が施行される来年一月までに、政策評価についての法律を成立させることにしている。既に、公共事業関係の省庁については、平成十年度から統一的な方針に基づき、公共事業の再評価を行っている。

## 3 導入目的と導入日程

昨年度末にまとめた政策アセスの基本システムで、次の三点を導入目的とした。

① 職員の意識改革を進め、県民の視点に立って、事業の効果や目的達成度を客観的に評価することにより、行政運営の質的改革を図る。

② 行政運営について、計画、実施、評価のサイクルで改革を進める新たなマネジメントシステムを確立する。

③ 評価結果を情報公開するなど、県民への説明責任を果たし、公正、透明な県政を確立する。

政策アセスは、既に述べたように、平成十年度から三年間の準備期間を設けて、システムの検討や実務研修を行い、平成十三年度から本格導入することとしている。この間、民間のシンクタンクと委託契約を結び、円滑な導入に向けて、指導・助言を得ることとしている。

初年度は、基本システムの検討を行うとともに、事業担当リーダーの一部百二十人について、四回に分け一回二日間の日程で実務研修を行った。

二年目の今年度も、前年度に引き続き事業担当リーダーを対象に実務研修を行うとともに、都局長、課室長についてもそれぞれ研修を

実施したところである。また、現在、実務研修を終了した事業担当リーダー百十九人が所管する一九二事業について試行を行っている。

試行については、試行対象となった事業担当リーダーに、試行事業を題材にしてシンクタンクによりマンツーマンの指導を行うなど、試行と研修を連携させ、評価技術の向上を図っている。

さらには、評価の手法や、政策アセスを活用したしくみの検討を行っている。

三年目の来年度は、引き続き実務研修を行うとともに、一部事業について試行を行う予定である。

試行の目指すところは、  
① 全庁的な取り組みを通じて、職員の意味改革と評価技術の向上を進め、政策アセスの定着と浸透を図ること。

② 課題の把握と整理を行い、これらの課題克服に向けて必要な改良を加えることにより、精度の高いシステムの確立に資すること。

このため、評価対象となる事業を所管する事業担当リーダー全員が試行を経験し、試行対象については様々な事業類型をバランス良く選定することとしている。

## 4 評価の手法とその意義

まず、何を評価するのか。政策アセスとは施策体系に基づく目的手段の最適化を見いだす評価手法であり、行政活動（一般事業、公共事業）を上位の目的達成にどれだけ貢献しているかによって評価する。（図-1、2参照）

そして、評価対象事業は、原則として、予算措置されている全ての事業とする。ただし、人件費や扶助費などの義務的経費、経常経費や庁舎管理経費などの内部管理経費などは除外し、また、病院、企業局事業と公安委員会事業についても除くことになっている。なお、公共事業については、昨年度から国の要綱に基づき、長期にわたり継続中の事業の再評価を行っている。本格導入までに、先行する国の評価方法と整合性を図りながら、県としての評価手法を検討することとしている。

評価は一つの物差しを一律に当てはめ、事業や予算に優劣を付けて切り捨てるための手段ではない。事業の目的や必要性、成果の視点から見直し、その結果を施策展開や予算編成等に反映し、改革改善に結びつけるマネジメントサイクルと位置づけている。評価する過程で、関係者間に議論する場を提供し、共通認識を図る共通言語となるものである。また、評価結果

は情報公開を通じて県民に正しく伝えられ、県民と行政との双方の意思疎通手段として確立されることを目標としている。

では、具体的にどんな評価をするのか。別添「事業評価表（平成十一年度試行用）」に沿って説明する。構成はマネジメントサイクルに沿って、「一枚目はD、実施（実際の活動内容）の状況、「二枚目の上段でSHE評価（結果を振り返る）」、「下段のPLAN計画（改革内容）」につなげることになる。

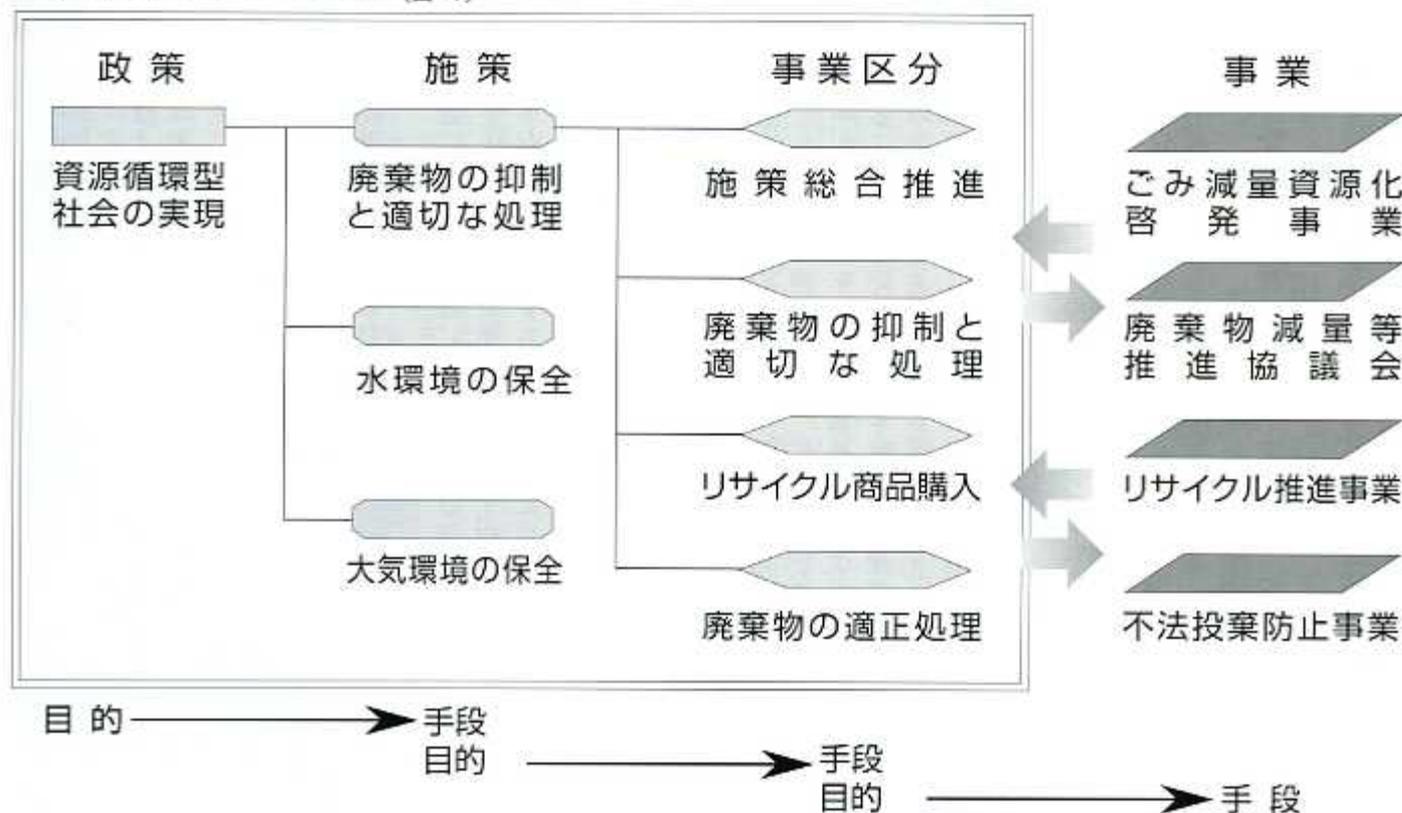
評価は、目的の評価を優先させ、現行の目的そのものが有効なものであるかどうか。他の目的と重複していないか目的志向でとらえることとしている。これを厳密に行うため、目的を「対象」「意図」「結果」の三つの要素に区分し、その妥当性を検討する。

結果の設定により上位の視点から評価を行うことになり、成果志向、結果重視の行政運営につながる。

次に、行政がすべきかどうか（公的関与の妥当性）、妥当とした場合でも、県が行うべきか検討する。官民の役割分担の基準に基づき、事業を行わなければならない必要性を明らかにする。

さらに、数値による成果の客観的把握（費用対効果）を行い、成

施策体系に基づく評価 (図-1)



## 施策体系に沿った目的(対象・意図・結果)連鎖

(図-2)

体系	例	対象	意図	結果
施策	廃棄物の抑制と適正な処理	企業及び消費者の生産、販売、消費活動	廃棄物発生抑制と発生した廃棄物の適正な処理をはかることで	資源の循環活用をはかる。地球環境に対する負荷の低減をはかる。
事業区分	リサイクルの推進	住民、事業者の消費活動に対して	消費の場での再活用をはかることで	廃棄物発生抑制をはかる。
事業	リサイクル製品の利用拡大事業	リサイクル製品を利用できる住民、事業者に対して	リサイクル製品に関する正しい理解をしてもらい利用してもらうことで	消費の場での再活用をはかる。

果向上や手段の工夫余地などを検討する。成果指標(目的達成度を示す)の設定は難しいが、できる限り数値化することによって、あるべき姿が明確にされ、それを関係者間で共有することができる。今回の試行の中で多く見られたのは、評価のポイントとなる目的の明確化が十分に理解されず、対象については、例えば高齢者、県民と言うように、対象が漠然とす

## 目的の明確化の方法

(図-3)

対象は誰、何なのか
目的を「対象」から考える
何を意図するのか(どういう状態をつくるのか)
目的を「意図」から考える
さらに何に結び付けるのか
目的を「結果」から考える

ぎて具体的に記入されなかった。また、意図は「対象をこの事業によってどう変えるか」を記入すべきですが、推進するや充実するなどの曖昧な表現となったり、上位の事業意図が記入してあった。このように目的を明確化できないため、これに対応した成果指標を設定することが難しくなり、評価表の作成に行き詰まる例が多かった。(図-3)

評価を行う時期であるが、事業立案段階で行う事前評価と、毎年度の予算執行に対する事後評価の二段階で行うことにしているが、当面は、事後評価を先行させ、評

11

今回の行政改革の大きな柱が、「県民に信頼される公正で透明な行政運営の確立」である。そして、これを実現するための重要な手段が政策アセスである。政策アセスはシステムとして完成はされておらず、試行等の実践を繰り返す中で、ノウハウの蓄積や手法、データ等の開発、有効性を検証することになる。

また、政策アセスが有効に機能するためには、システムを整備するとともに、それを動かすソフトウェアである職員の意識改革を進めることが大切である。職員が「何のために評価を行うのか」という意義について共通の理解を持つことや、自己評価の水準を高めるための評価技術の向上を図ることが不可欠である。

職員にとっては、政策アセスの導入により、事業の見直し等評価に伴う事務負担の増加は不可避と

## 5 終わりに

平さを確保するため、結果は県民に公開する。

また、評価の客観性を確保するため、外部の第三者で構成する機関を設置し、評価システムや評価指標等について点検を行うことを検討しているところである。

しかし、職員一人ひとりが、県民本位の視点に立って客観的に自らの仕事を見直し、常に改革に取り組む意識を持って仕事に取り組むことにより、県民の満足度は増すことになる。同時に、職員個人の仕事に対する満足度も増すことになる。新しい時代にふさわしい、新しい行政システムを創りあげることが、社会全体の改革をもたらすものと考えている。それは行政当局だけの仕事ではなく、その担い手は広く県民全員による共同作業であるという認識が必要である。地道な努力を重ねることによって、五年後、十年後には着実に成果が出てくるものと考え取り組んでいくことにしている。

備方法が確立された時点で、事前評価についても検討することにしていく。

事業の評価者であるが、事業を企画、実施する人(内部評価)自らが行う自己評価を原則とする。ただし、行政の透明性と評価の公

なっている。このため、評価表を使って他の事務との重複化を避けるとことや、予算要求作業の効率化を行うことも大きな課題となる。

平成11年度に実施した事業の評価表です

事業を実施している部・課・担当名です

山梨県政策アセスメント

## 事業評価表

11年度	当初・月補正	所 属:	部	課	担当	記入日	年	月	日
1.長期計画の位置づけ									
①施策体系:②施策		山梨県幸住計画第2次実施計画です				予算の事業名です			
③事業区分		④事業名:							
⑤関連がある事業名									
⑥根拠法令等:無・有									
2.事業内容									
①全体事業計画(無し・有…概要を下記に箇条書き):					③対象(事業を誰・何にはたらきかけるか):				
長期的な計画により実施している事業の場合その全体像です					年代や地域、職種など事業が対象としている人や物です。				
②手段(事業内容・具体的な手順)					④意図(事業の目的。対象をどう考えるか)				
					事業が目指しているものです				
					⑤結果(事業区の目的。意図した結果を何に結びつけるか)				
3.指標及び予算									
指標名・指標式		平成9年度	10年度	11年度	12年	目標(年)			
活動指標(手段の活動量)		事業の実施内容を数値で表わします							
成果指標(意図の達成度)		事業を実施した成果を数値で表わします							
事業区分指標(結果の達成度)									
予算額(前年までは執行額)			千円	千円	千円	千円			
国庫支出金		事業に使った金額と財源の内訳です							
その他				千円	千円	千円			
一般財源			千円						
所要時間			時間	時間	時間	時間			
		事業の企画や実施に係った職員の時間数です							
4.事業を取り巻く状況変化									
①事業開始当時との比較、今後の予測:					②住民の意見(意識調査・個別要望等)				
事業の開始当時と比べて、事業を取り巻く状況がどう変化してきたか、これからどうなっていくか、また、意識調査などから分かる住民の方々の意見や要望を記載します									

平成11年度に実施した内容です

実施した事業の評価を①～⑧の視点から行います

<p>5.事業評価(現状分析及び問題点)</p> <p>①事業の目的の妥当性(事業区分の目的達成に寄与するか、対象の拡大または縮小余地):</p> <p>事業の目指しているものが本当に必要かどうか記載します</p>	<p>⑤当該事業の廃止、終了の条件(どういう状態になったら事業をやめるか)</p> <p>⑥成果を落とさずにコストを縮減する余地:</p> <p>特に金額や時間に着目して改善すべき点を記載します</p>						
<p>②県が行うことの妥当性(公的関与が必要か、市町村等ができないか):</p> <p>民間企業や市町村ではなく、県が行う方が適切かどうか記載します</p>	<p>⑦他自治体や先進企業の取り組み参考事例:</p> <p>⑧環境への配慮</p>						
<p>③成果及び成果向上余地の有無(無、有…内容、障害要因)</p> <p>事業の成果が十分かどうか、十分でない場合、どこに成果向上の余地があるか、何が障害となっているか記載します</p>	<p>⑨総合評価</p> <p>①事業の目的、対象、②県が行う妥当性、③成果④手段、⑤コストについて 10:改善余地がない～0:改善余地があるまで5段階で評価します</p> <div data-bbox="1054 1028 1369 1348"> </div> <p>10:改善余地がない、5:やや改善余地がある、0:改善余地がある</p>						
<p>④手段の妥当性(各手段を工夫する余地の有無)</p> <p>事業を実施している方法一つ一つについて、工夫する余地がないか記載します</p>							
<p>6.改革案:</p> <p>①改革方法及び効果(経費・所要時間増減)</p> <p>事業評価を受けて、具体的にどのように改革していくか、事業を担当するリーダーが具体的に記入します また、改革を実施する時に予想される障害とその克服方法も記載します</p> <table border="1" data-bbox="1219 1451 1497 1662"> <thead> <tr> <th colspan="2">経費・時間改善値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>②改革に際しての障害要因、克服方法</p>	経費・時間改善値			千円		時間	
経費・時間改善値							
	千円						
	時間						
<p>7.課室長所見:</p> <p>廃止 休止 現行 改善(拡大 縮小 統合 期間限定 その他)</p> <p>事業評価、改革案を受けて、課室長の判断を選択します 改革案と異なる場合はその説明も記載します</p>							

12年度以降に実施する改革内容です

# ＰＦＩ方式による

# 公共施設等の整備にＪＲＪＳＮ

市町村課財政担当

田中雄章

ＰＦＩ方式による公共施設等の整備を促進する目的で、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「ＰＦＩ法」という。)が、去る平成十一年七月二十三日に成立し、同七月三十日に公布、九月二十四日から施行された。本稿執筆時点(平成十二年九月二十日)では、政府においてＰＦＩ法第四条に定める基本方針が準備されている段階であり、具体的な事業はまだスタートしていないが、以下、現在までに行われている議論を整理しておく。

## 1 PFIとは

ＰＦＩとは、Private Finance Initiativeの略であり、直訳すれば「民間資金主導」である。ＰＦＩ法においては、ＰＦＩの語の定義はなされていないが、第一条(目的)に、「民間の資金、経営能力及び

技術的能力を活用した、公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済

の健全な発展に寄与することを目的とする」とされているところであり、「公共施設等の、設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方」(ＰＦＩ推進研究会報告書。平成十一年八月経済企画庁総合計画局)と定義されよう。要するに、従来公的部門(国、地方公共団体等)が直接建設・運営してきた各種公共施設について、公的部門と契約した民間部門側が主体となって、民間資金を用いて、企画、設計、建設から運営までを担うという仕組みであると考え、差し支えない。

民間部門の資金、技術、経営のノウハウ等を活用して社会資本の整備を行うとする取り組みは、複数の国において試みられてきているが、日本のＰＦＩ法検討の際にモデルとなったのは、イギリスのＰＦＩである。イギリスでは、様々な検討を積み重ねて一九九二年の秋にＰＦＩ方式を発表しており、具体的な事例としては、先駆的なものを含め、橋(クイーンエリザベス二世橋)、鉄道(ドックランド新交通システムの延伸、ロンドンの地下鉄の近代化)のほか、再開発、道路、学校、病院から刑務所に至るまで、多岐にわたっており、ＰＦＩ方式が効率的な社会資本整備に大きく寄与しているとのことである。その特徴としては、例えば、

①民間部門は、公共の事業に係る施設のデザイン、建設、運営において主要な役割を担うこと。

②ＰＦＩによって行われる事業は、公共部門だけで行われるよりもValue for Money(つまり租税(支払コスト)に対して最も価値のあるサービスを提供するということが

## 2 PFI法の概要

確保されていること。  
 ③ 公的部門と民間部門間の契約で、リスク分担などの役割分担を予め詳細に取り決めていくこと。  
 (このため、契約書は、極めて分

厚いものになっているということである。)  
 があげられ、こうした精神は、日本におけるPFI法に反映されているところである。

### (1) 目的(第一条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設、維持管理及び運営(これらに関する企画を含む。)の促進を図るための措置等を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。

### (2) 定義

① 対象(第二条第一項、第二項) 公共施設等の範囲については、第二条第一項各号に、以下のとおり列記されている。

第一号 公共施設(例：道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道)

第二号 公用施設(例：庁舎、宿舍)

第三号 公益的施設(例：公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街)

第四号 上記に分類されない施設

(例：情報通信施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、観光施設、研究施設)

第五号 上記の各号に準ずる施設(政令に委任)

また、これらの公共施設等の整備等(公共施設等の建設、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものを「特定事業」と定義している。(同条第二項)

② 事業の実施主体(第二条第三項) 様々なケースは想定されるが、地方レベルの場合は、公共施設等の管理者である地方公共団体の長が事業の実施主体となるのが基本であると考えられる。

(3) PFI事業の推進に関する手続

① 基本方針の策定(第四条第一項)

内閣総理大臣が基本方針を策定する。策定にあたっては、(a)関係行政機関の長に協議すること、(b)PFI推進委員会の議を経ることが要件とされている。(同条第四項)

基本方針の内容は、第四条第二項の第一号から第五号に列挙されているが、地方公共団体が実施する特定事業については、事業の促進のため必要な事項に限り、基本方針に定めることとされており、地方公共団体における自主的・主体的な取り組みが、制度的に確保されている。

② 実施方針の策定、特定事業の選定、事業者の選定(法第五条、第六条、第七条)

実施方針は、いわば特定事業の「募集要項」的なものであると理解されており、基本方針にのっとり、実際に事業を実施する実施主体が定め、特定事業を選定し、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定する。地方公共団体が実施する事業については、地方公共団体が策定等の手続を行う。地方公共団体が、いかなる公共施設等の整備等を民間事業者に委ねるかという点について、自ら意志決定し、実施方針を策定しない限り、地方公共団体が実施主体となるPFI事業はスタートしないものであることを銘記しておく必要がある。

③ 地方公共団体の議会の議決(第

## 国・地方公共団体の支援

支援内容	国	地方公共団体
債務負担行為	30年度以内(法第11条)	(現行制度で可能)
財産の無償使用等	国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。(法第12条第1項)	公有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業者に使用させることができる。(法第12条第2項)
無利子貸付け	予算の範囲内で特に公共性が高いと認めるものについて、無利子貸付けすることができる。(法第13条第1項)	(現行制度で可能)
資金の確保、地方債についての配慮等	国・地方公共団体は、必要な資金の確保等、地方債の配慮に努める。(法第14条)	
国・地方公共団体の支援	国・地方公共団体は、法制上、税制上、金融上の支援を行うものとする。(法第16条第1項)	

九条)

地方公共団体が特定事業に係る契約を結ぶ場合、あらかじめ議会の議決を経なければならぬ。これは、地方自治法第九十六条第一項第五号(同法施行令百二十一条の二第一項に委任)で、工事又は製造の請負契約について議会の議決を必要としていることとの均衡を考慮するとともに、PFI事業に係る将来の財政負担等を議会においてチェックすることを意図したものである。議決が必要な契約の種類・金額の基準は政令で定めることとされており、民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律施行令において、

以下のように定められている。  
都道府県：五〇〇、〇〇〇千円  
政令指定都市：三〇〇、〇〇〇千円  
その他の市：一五〇、〇〇〇千円  
町村：五〇、〇〇〇千円

(4) 国・地方公共団体の支援  
前ページの表のとおり、支援のメニューが用意されているところである。支援に係るPFI法の規定は、既存の様々な法制度の例外を定める場合を中心として規定されているので、地方公共団体の場合、地方自治法等の既存の法体系の下で実施可能な事項(表中の「現行制度で可能」)については、地方公共団体に係る規定は置かれていない。

(5) 施行日等(法附則第一条、第二条)

法律の公布の日(平成十一年七月三十日)から起算して三月以内で政令で定める日から施行することとされ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の施行期日を定める政令により、平成十一年九月二十四日から施行されているところである。

また、政府は、法律の施行の日から五年以内に特定事業の実施状況(民間事業者の技術の活用及び創意工夫の十分な発揮を妨げるような規制の撤廃又は緩和の状況を含む。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとされている。

### 3 地方公共団体におけるPFI事業

PFI法の施行を受けて、地方公共団体においては、例えば以下のプロジェクトについて、PFI方式の導入が検討されており、一部については、実施に向けて具体的な作業が開始されたものも見受けられる。

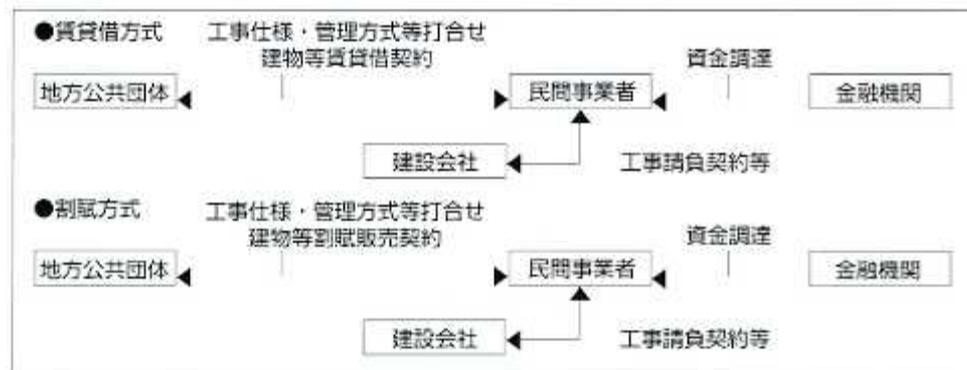
- 保健・医療・福祉系大学
- 美術館
- 各種試験研究機関
- 庁舎

●市民センターその他各種会館

●一般廃棄物処理施設(RDF発電施設の併設を含む)

また、各プロジェクトにおける、想定される事業の方式としては、概ね、賃貸借方式と制賦方式の二つの方式が検討されている。(下図)

#### 想定される事業の方式



### 4 地方公共団体が実施方針を策定するPFI事業推進のための課題

PFI事業を実際に推進するためには、PFI法に定める事項を含め、様々な事項を具体化する必要があるが、具体化に際しての課題となっている主な事項は、以下

のとおりである。  
(1) 地方公共団体と民間業者との間におけるリスクの分担  
リスクの分担はPFI事業の重要な要素であり、例えば次ページ

の表に掲げようなりリスクの項目について、誰が分担すべきなのかを、予め検討する必要がある。  
(2) プロジェクト・ファイナンス

地方公共団体とPFI事業者との間におけるリスク分担の例

項目	内容	地方公共団体	事業者
共通	公共支援不履行	○	
	法律変更	○	○
	条例変更	○	
	法令・条例の遵守		○
	第三者賠償請求		○
	インフレ	○	○
	金利の上昇		○
	住民反対運動、訴訟	○	
	不可抗力(大規模災害等)	○	○
	保険		○
	安全性の確保・環境の保全		○
	市の仕様変更によるコスト等の増加	○	
	事業者の都合による変更(設計等)		○
	庁舎等スペースの使用(市町村約定分)	○	
計画	庁舎等スペースの使用(その他)		○
	地形・地質等現地調査のミス、不備		○
	設計ミス等による設計変更		○
	環境アセスメント		○
	落選時の応募コスト		○
建設	必要な資金確保		○
	用地確保	○	
	工事遅延		○
	工事費増嵩		○
	仕様不適合		○
管理	工事中の事故・火災		○
	管理運営・管理・運営・維持コストの上昇		○
	事故・火災による損傷		○
	仕様不適合		○
契約終了	設備等の更新		○
	残存価値の低下		○

※ ○:責任負担者  
出典 研究会報告書(平成11年3月、自治省)

プロジェクト・ファイナンスとは、特定のプロジェクトを単位とするファイナンスで、当該プロジェクトから生じる収益その他当該プロジェクトに係るすべての資産・権利を担保とする方法をいう。日本では、従来、コーポレート・ファイナンス(当該企業全体の収益・資産等を担保とする方法)が主であったため、PFI方式になじむプロジェクト・ファイナンスの具体的方法について、詳細に検討しておく必要がある。

(3) VFM (Value for Money) の考え方  
 考え方に立った、事業の効率性等の評価  
 Value for Money の考え方は、前述(1)のとおりであるが、PFI法第八条において、こうした考え方を踏まえ、事業の評価を行うこととされており、具体的な計算方法を検討する必要がある。  
 (4) それぞれの分野の法令等との整合性  
 公共施設等の設置者、管理者等について、個別分野の法令等について規定が置かれている場合が多く、PFI事業の推進にあたり、

これらとの関係をチェックしておく必要がある。  
 (5) インセンティブの賦与  
 インセンティブには、大きく分けて次の二種類が考えられる。  
 ① 当該施設を地方公共団体が整備したと仮定した場合に交付される国庫補助金等に相当する、国による支援措置  
 ② 地方公共団体が、PFI事業者に対して支援を行う場合における財源措置

終わりに  
 PFI事業の実施に向けて、国においては各省庁で取り組みが行われている。また、地方公共団体が実施方針を定めるPFI事業については、地方債等による財政措置を行うことが検討されている。  
 厳しい財政状況の中で、各市町村においてもPFIへの関心は高いと思われる。御質問等については、当課あて御相談頂ければ幸いです。

# 個人情報保護条例の

# 整備について

山梨地方自治研究会 望月 洋一（市町村課）

昨今の高度情報化社会において、コンピュータによる情報処理により、行政事務処理の効率化や住民サービスの向上が実現された。その一方で、住民基本台帳の大量なデータの流出事件、さらには住民基本台帳法の一部改正による住民基本台帳ネットワークシステムの構築等により、地方公共団体における個人情報の保護対策の必要性が急激に高まっており、各市町村において早急に個人情報保護制度を整備することが求められている。

このため、個人情報保護条例が未制定の市町村にあつては、条例の制定に取り組むとともに、制定済みの市町村にあつても、個人情報の保護と利用、提供、流通等との調和についての観点からの見直し（例えば、個人情報のオンラインによる外部提供の一律的禁止規定の改正）を行う必要がある。

また、個人情報保護条例の制定又は改正にあつては、コンピュータ処理に係る個人情報のみならず、マルチメディア処理による個人情報の保護についても規定することが望まれるところである。

以下、個人情報保護条例の整備についての背景や必要性等について整理する。

## 1 プライバシーの保護

「プライバシーの侵害」という言葉がよく使われており、現代社会において個人のプライバシーは侵害されるはならないもの、保護されるべきものという考え方は人々の意識に浸透しているものと思われる。

我が国においては、プライバシー権という権利は、個別な法律に具体的権利として規定されているものではなく、判例を通して裁判所により認められた権利である。すなわち、憲法第十三条では「すべての国民は、個人として尊重さ

れる。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しており、この「幸福追求権」と称される「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の意味するところが、個人の人格的生存に必要不可欠な価値又は法益である「人格的自律権」である。この人格的自律権（広義）を核として、そこから派生的に生じた個別的な自律権があり、このうち表現の自由や信教の自由

などの自律権は憲法上明文で規定されている。さらに、人格的自律権はこれだけに限られるものではなく、時代の変遷とともに、新たに人格的自律権（狭義）が派生する。このような、憲法に明文をもって規定されていない人権であっても、それが個人の人格的自律にとって、既存の人権と同等以上の重要性があるものと裁判所に認められた場合には、既存の人権と同様に、人格的自律権（狭義）として保障されることになるものである。

2

## 行政における個人情報保護制度の必要性

裁判所に認められたプライバシー権であるが、行政はその様々な活動のなかで、個人の情報を収集し、保有しており、行政が個人情報を不正に収集したり、個人情報が行政以外に流出することにより、その権利を侵害することとなるおそれ十分に想定されるところである。ここに、情報の収集の段階を含めて行政の保有する個人情報についての保護対策を講ずる必要性がある。

さらに、現代の情報化の進展に伴い、行政においても飛躍的に大量の個人情報が集積、利用され多く

プライバシー侵害による不法行為責任を認めた先駆的な判決が、「宴のあと」事件判決であり、プライバシー権を「私生活をみだりに公開されない」という法的保障のないし「権利」と定義している。

現在では、プライバシー権を「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉えることが有力になっており、さらに、自己の情報一般について他人によるコントロールがプライバシーの侵害にあたることを考へ方も生じている。

のメリットがもたらされるようになったが、その反面、個人情報の取り扱いについてプライバシーの保護に対する配慮の必要性が一層高まっている。

すなわち、個別の情報が電子データとなることにより、データの加工が容易になり、あらゆる個人に関する情報を大量に集積できること、また、ネットワーク化により広域的に情報が流通することにより、プライバシー侵害による被害が甚大なものとなる可能性が大きくなったためである。

3

## 住民基本台帳法の改正

さらに、行政において個人情報保護対策を講じなければならない要因として、住民基本台帳法の一部改正がある。

この法律改正は、住民基本台帳を基礎に、全国統一の住民票コードと氏名、住所、性別及び生年月日の四情報を一体化して登録し、全国の市町村のコンピュータを専用回線で結び住民基本台帳ネットワークシステムを構築することにより、当該市町村のみならず、都道府県や中央の各省庁の様々な行政分野においてこれを利用し、効率のよい行政サービスを受けられるようにするものである。

全国的なネットワークシステムが構築されることにより、どこの市町村からも全国すべての市町村の住基データを引き出すことが可能になることから、各市町村におい

て個人情報保護対策に万全を期す必要がある。

なお、この改正案の審議過程において、個人情報の保護の必要性が強く認識されるとともに、改正法の附則に「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期すため、速やかに、所要の措置を講ずる」との規定が追加されたことから、国の高度情報通信社会推進本部の下に個人情報保護検討部会が設置され、個人情報の保護・利用の在り方が総合的に検討されている。同部会が十一月に提出した中間報告において、地方公共団体は、個人情報の保護を図る上で、国と協力して地域の特性に応じた施策を講ずるとともに、個人情報の保有者としての責務を果たしていくことが求められている。

4

## 自己情報開示請求

指導要録や内申書等の個人情報について、個人情報保護条例や情報公開条例を活用して本人開示を求めるとともに、全国の自治体で相次

いでいる。

このことは指導要録、内申書、カルテ等の行政が保有している手書き（マニュアル）の自己情報につ

いて、開示への要求が高いことを示しているものと言える。

これらの自己情報の開示請求に対して、人物評価のマイナス面が公開されれば、生徒と教師との信頼関係が損なわれる場合がある等のことから、全面的な開示を消極的に解する見解もあるが、非開示とした処分について争われた訴訟において、平成十一年十一月に大坂高裁は、「誤った記載や不当な評価で不利益を受けることがあってはならない」として、指導要録や内申書の全面開示を命じており、

今後も自己情報開示請求は増えていくものと思われる。

自己情報の開示請求は、個人情報保護のための制度に基づきなされるのが通例であり、情報公開制度のなかで請求できるかについては論議が分かれるところであるが、いずれにしてもプライバシーを自己情報をコントロールする権利と捉える中で、自己情報を開示する要求が高まっており、この要求に応える制度の確立が求められるところである。

## 5

## 地方自治体における個人情報保護条例の制定状況

地方自治体における個人情報保護条例については、一九七五年に国立市において国に先んじて「電子計算組織の運営に関する条例」が制定されている。

その後、一九八四年に春日市において「個人情報保護条例」が制定されている。この条例は、電子計算機で処理されている個人情報だけでなく、文書で処理されるそれも含むすべての個人情報の収集、保管、利用に関する取り扱いを適正化し、その濫用等による個人の自由と権利に対する不当な侵害を

予防し、救済することを内容としている。

なお、一九九九年四月一日現在、千五百二十一の地方公共団体において個人情報に関する条例が制定されており、制定している都道府県及び市区町村の割合は全体の四六・一％に及んでいる。

また、県内においては、十三市町村、一つの一部事務組合が条例を制定しているが、ほとんどが電子計算機処理に係る個人情報のデータ保護（漏洩防止等）に関するものである。

## 6

## 個人情報保護条例と情報公開条例の関係

個人情報保護を保護するために個人情報保護条例を制定する必要があるが、その際に情報公開条例との関係がしばしば論議されることである。

本来、個人情報保護と情報公開は目的が異なるものである。

すなわち、個人情報保護条例の目的は、個人情報についての収集、保管、利用に関する制限、本人への開示と訂正の保障、救済手続き等を定めることにより、個人情報の自己コントロール権を確立するものである。

一方、情報公開条例において、通常、非開示情報の一つとして個人情報保護を掲げており、プライバシーの保護にも配慮しているが、情報公開条例は人格権という住民の個人的利益の保護を目的とするものではなく、行政の監視を通じて行政の公平性、適法性等の公益を実現することを究極的な目的とするものである。

情報公開条例では、非開示となる個人情報についても、個人情報保護条例では自己開示請求ができることから、個人情報保護条例が行政の保有する情報へのアクセスをより可能にするものである、また、

これにより行政の適正な運営を実現するものである、行政に対する住民の信頼性を確保するものであるとするなどの考え方もあるが、これらは二次的な目的又は制度確立の結果としての付随的なものとして捉えるべきであると考えられる。

※現在、「地方自治研究会」において、個人情報保護条例を研究テーマとして取り上げ、今年度中の試案を目指し、研究を進めております。市町村職員の皆様の積極的な参加をお待ちしております。

# 地方公務員の 新再任用制度の 導入背景と制度内容について

市町村課行政担当

林 貴彦

「地方公務員法等の一部を改正する法律」は、平成十二年七月二十二日法律第百七号をもって公布された。今回は、この法律が成立した背景と制度の概要について（年金制度と新再任用制度を中心に）紹介する。

## 1 年金制度改革

(一) 年金制度改革の背景

新千年紀のスタートは、社会保障制度の三つの柱である年金・医療保険・介護保険にとっても新しいスタートとなる。

それは、年金については、(国会

で審議中の)改正年金法であり、

医療保険については、(国の審議

会等で盛んに議論されている)老

人医療費改革であり、介護保険に

ついては、制度が平成十二年四月

から実際に動き始めること等であ

る。いずれも高齢者の増大、少子化・核家族化等の進展により、現行の社会保障制度では対応が困難となったことに起因する対策である。

特に年金は、厚生年金を例に言え、不景気の影響などから企業が保険料を支払えなくなったり、平成十一年分の試算では、徴収できた保険料だけでは当年分の年金支給額にすらこと欠くという状況にある。そもそも現在の年金制度は、賦課方式（現役世代が退職者の年金支給分を負担する）と積立方式（現役世代が自らの年金のための積み立てを行う）を併用する形を取っている。前述の事実がいかにかに憂慮すべき事態であるかお分かりいただけると思う。厚生年金と同様な形態を取っている地方公務員退職共済年金制度も同様な事態が想定され、これに対処す

るため年金の支給額を抑える等の改正が必要となった。

(二) 今回の改正共済組合法の主なポイント

ア 年金の支給開始年齢の段階的引き上げ

御承知のとおり年金は、定額部分と給与比例部分から構成されているが、平成六年の法改正により、定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることとなった。今回の法改正では、さらに給与比例部分についても段階的に支給開始年齢を引き上げることとされている。つまり、従来は、六十歳から支給された年金が、将来的には六十五歳になるまで支給されないこととなるわけである。(図参照)

イ 賃金スライド制の廃止

これまで、定期的（五年に一度）に年金の見直しが行われ、賃金上

昇による生活水準の向上分（賃金スライド）と物価変動による上昇分（物価スライド）をプラスして年金額に反映させていたが、今回

## 2 新再任用制度

### 2 新再任用制度

#### (一) 導入の背景

平成六年の年金制度改正（特に年金の支給開始年齢引き上げ）等を受け、平成八年に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。内容は、六十五歳までの継続雇用の推進を官民共通の課題ととらえ、公務部門は公務部門、民間部門は民間部門とそれぞれの立場で努力する等とされている。この閣議決定や高齢者の知識経験を社会の中で活用するなどの観点から地方公務員の新再任用制度が成立したところである。

では新制度は、これまでの制度とどのような点が異なっているか。

(一) 現行制度と新制度の主な相違点

ア 現行再任用制度は、公務上の必要性に応じて特例的に採用を可能とする制度であるのに対し、新再任用制度は、高齢者の知識・経験を社会において活用し、六十歳台前半の公務部内で働く意欲と能力のある者を広く採用することを

の改正により、毎年の物価スライドのみが年金額に反映されることとなるわけである。

可能とする制度とされ、従来より積極的な意味合いが込められている。

イ 現行制度はフルタイム勤務のみであるが、新制度では、短時間勤務の形態が設けられている。

ウ 現行制度は、定年退職者等が退職した団体にのみ再任用される制度であるのに対し、新制度は、地方公共団体の組合とその構成団体の定年退職者等に対し、双方において再任用が可能となっている。

以上が主な新旧制度の相違点である。次に具体的に新再任用制度の内容について以下説明する。

#### (三) 新制度の主な内容

##### ア 採用関係

勤務実績に基づく選考（したがって、再任用希望者が全員採用されるものではない）とされている。

任期は一年以内とし、（国に準じて）条例で定める年齢（原則は、年金支給開始年齢）まで更新することが可能である。

##### イ 勤務時間関係

原則的には（国に準じて）条例

で規定することとなるが、フルタイム職員については週四十時間、短時間勤務職員については、週十六時間から三十二時間となる。

##### ウ 休暇関係

フルタイム勤務職員は一般の職員と同様だが、短時間勤務職員については、年休が（二十日を限度に）勤務時間比例で定められることとなる。また、育児休業については、いずれの再任用職員にも適用されないが、育児のための部分休業については、いずれの再任用職員にも適用される。

##### エ 共済関係

フルタイム勤務職員は共済組合法上の組合員となるが、短時間勤務職員は組合員とされない。

##### オ 公務災害補償関係

フルタイム勤務職員及び短時間

勤務職員のいずれも地方公務員災害補償基金の対象となる。

##### カ 給与関係

原則的に（国に準じて）条例で規定することとなるが、フルタイム勤務職員については、各給料表中の各級ごとに一号ずつ給料月額を設定することとなる。（任期が一年以内であることなどから昇給はない）

短時間勤務職員については、勤務時間に比例して支給。

手当については通勤手当、特殊勤務手当等「職務に関連する手当」は支給されるが、以下のような手当は支給しないものとされている。

（扶養手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、初任給調整手当、特地勤務手当、退職手当）

## 3 終わりに

現在国会で継続審議中の年金改正法が成立すれば、一部の職員を除き、昭和三十六年四月二日以降に生まれた職員については、地方公共団体を定年退職後、六十五歳まで年金の支給が受けられなくなる。このことは、退職後の生活設計（少なくとも六十歳から六十五歳の間だけでも）を今から真剣に考えておく必要が生じたことには

かならない。

本文が、新再任用制度を退職後の選択肢として皆さんに検討いただくきっかけになれば幸いである。

## 退職共済年金の支給開始年齢の引き上げ(図)

### 平成6年改正

特例による退職共済年金



●改正前  
(対象者)  
昭和16年4月1日以前生まれ



●平成13年度～平成24年度  
現行の「特例による退職共済年金」(給料比例部分+定額部分)が平成13年度からは61歳支給となり、その後3年ごとに支給開始年齢が1歳ずつ引き上げられる(給料比例部分は変わらず支給)  
(対象者)  
昭和16年4月2日生まれ～昭和24年4月1日生まれ

23



●平成25年度以降  
60歳台前半は給料比例部分のみ支給となる。  
(対象者)  
昭和25年4月2日生まれ～

### 平成11年改正



●改正前  
(対象者)  
昭和28年4月1日以前生まれ



●平成25年度～平成36年度  
現行の「特例による退職共済年金」(給料比例部分)が平成25年度からは61歳支給となり、その後3年ごとに支給開始年齢が1歳ずつ引きあげられる  
(対象者)  
昭和28年4月2日生まれ～昭和36年4月1日生まれ



●平成37年度以降  
60歳台前半は年金の支給なし  
(対象者)  
昭和36年4月2日生まれ～

# 山梨県市長会主催 市職員海外研修リポート

## 「自助」の心を学ぶ



山梨市役所  
相川 幸夫

景観の保全について学び、パリでは身障者と高齢者の福祉施設を見学し、施設運営とサービスの実態、更に、介護の状況も学んで参りました。

飛行機が高度を下げ、左旋回しフラクフルト空港へ着陸体制に入りました。眼下には、どこまでもまっすぐに伸びたアウトバーン、広大な大地の森に囲まれた中に赤い屋根と白い壁の家並みが点在している光景を見ながらヨーロッパ三か国（ドイツ・オーストリア・フランス）の研修は始まりました。

今回、三か国研修を通して、先ず感銘したことは、人々が日常生活の中で「自助」の心を当然のこととして暮らしていることがわかったことでもあります。街角の歩道に設けられたリサイクル用分別ボックスに、ごみを整然と区分して出していること、更には、所得の約五%を超える介護保険税の負担、二〇%（生活必需品は五%）を超える消費税の負担を通し、公の負担に備えることを当然の義務と認識している点でありました。アウトバーンをいくら走っても、きれいに耕作されている広大な畑や牧草地には、荒廃した農地は全く見ることはありませんでした。食糧自給率が八〇%を超えることも何

山梨県市長会主催の市職員海外研修団（十六名）は、昨年十月十九日から二十九日までの十一日間、ドイツ、オーストリア、フランスの三か国を訪問し、介護保険制度をはじめ中心市街地活性化や廃棄物処理対策など現在各市が抱える重要施策や課題について研修を行うとともに、欧州諸都市の行政責任者と意見交換を行いました。

今回の研修内容について、研修団を代表して、山梨市の相川幸夫さんと大月市の兼子幸典さんから報告をしていただきます。

い、日本との相違を痛感したところでもありました。

フラクフルトのごみ焼却施設で「施設の建設について住民の反対にどう対処したのか。」との質

問に、「どうして必要な施設に反対があるのか。」と応答され、驚きと同時に国民の「合理性」と「自助」の心を垣間見ることができました。このような心が歴史を大切に、美しい街並みを造り上げてきたのではないかと感じました。



ウイン市街 旧市街地活性化対策基金による美しい街並み保存の状況研修

ハイデルベルグ城、ノイシュバンシュタイン城の保存、メイン河沿いの美しい家並み、ローテンベルグの中世にタイムスリップした街の全ての保存、住空間の美しさとしてのウインの森、美しい落ち着きのあるウイン市街の住環境の中に、音楽を初め芸術の素地を感じ、シヤンゼリゼ通りの美しさ、ベルサイユ宮殿の豪華さと広大さ、全てに歴史を尊重しつつ新しい創造に挑む人々の「自助」の心の一端にふれ、深い感銘を受けた思い出多い研修でありました。

## 欧州視察研修に参加して



大阪市長 兼 子 幸 典

まず、十一日間の日程で、ドイツ、オーストリア、フランスの三か国の研修をさせていただきました。三か国を訪問し、視察研修や施設見学等を通して、数多くの見聞を広め、貴重な体験をさせていただきました。ただ、私の大変な機会に恵まれました。

今回の研修では、ドイツにおける介護保険制度、ごみ処理対策、ウィーン市の旧市街地活性化保全、フランスにおける福祉対策などの説明を受け、併せて施設視察をしてまいりましたが、私が思うに、先進国である三か国の良い所ばかりを視察させていただいたことは、正に実のある研修であり、今後の行政遂行の糧となることと確信しております。

どの説明もその制度そのものがすばらしく、また、どの施設もその建物・設備がすばらしく、特に、福祉施設などに入所されている方々

は、大変幸せな方だと思えました。

研修を通して感じたことは、ドイツの介護保険制度、ごみ処理対策にしても、フランスの福祉対策にしても、すべて国家の制度として国民が容認し、地方行政が推進していることであります。また、研修を受ける度に、その国の長い歴史の上にある立地条件や国民性という基盤が、日本とは相違していることを常に感じながら、説明を聞いていました。

たとえば、ドイツは福祉大国であり、公的義務保険である年金、失業、健康、介護の四種の保険掛金が税込給料（上限・六三〇〇マルク）の四二・一％で、雇用者側と被雇用者側が半額ずつ払うことで生活が保障されており、なおかつ、特別な事情があつて介護保険掛金が払えない場合には、社会扶助によってそれを肩代わりすることになっていきます。即ち、質の高い福祉は、それだけ国民の負担も高いから可能であるということでもあります。

ドイツのごみ処理に関しては、まず減量化、次に再利用、最後に処分という制度に基づき、無用な包装材の廃止、リサイクリング、分別収集の徹底、ダイオキシンの抑制、焼却処分の熱エネルギーの供給等、国民の理解と協力の基に

成り立っています。

また、フランスも福祉国家であり、身体障害者及び盲人復帰施設では、日常生活の自立性向上と社会復帰のために、国及び県の補助金と健康保険で運営されており、高齢者福祉施設では、生活環境と医療の充実及び自立性向上のために、入所費と国の補助金で運営されており、入所費が払えない場合は、県の補助金で肩代わりすることになっています。両施設とも、充実された施設を有し、スタッフの創意工夫と仕事への情熱が感じられました。なお、補助金の財源は消費税であり、食品等必需品が五・五％、その他が二〇・六％の税率であります。即ち、消費税が高くても、その代償として福祉も含め行政が担う分野が大きいこと、国民誰もが認識しているのではないかと思います。

ただ、どの国でも課題がないことはなく、ドイツでは、どこまでが介護であるかの裁判も多く、福祉の発展が赤字財政を招き、フランスでは、高齢化・少子化が進み、福祉施設への入所待ちが大勢おり、特に身障者で高齢者に対するシステムが完備できていない状況にあると聞き、福祉国家の充実は、時代の推移の中で、その都度発生した問題を解決していかなければならないという警鐘を感じました。

いずれにしても福祉の重要性と難しさを肌で感じ、日本では介護

保険が平成十二年四月からいよいよスタートします。そして、福祉も含めた行政遂行は、国民の理解の基に国民性を踏まえての施策の展開が必要であることを、改めて痛感した研修でありました。

最後に、視点を変えた感想を述べると、私は十一日間のヨーロッパ研修を有意義なものにしたがために、毎日睡眠も惜しみ、その地を積極的に散策し、その地の方の進んで飲食し、その地の方に身振り手振りで話し掛け、日記のように絵葉書を毎日エアメールするなど、ハードな行動を敢えてとりました。そして、同行した七市の職員の方々と親睦が深められたことは、これまた私の大きな財産となりました。



ドイツウランクワルトごみ焼却施設の前で

# 市町村間職員交流体験記

## 派遣交流をとおして

### (未知の世界のお土産)

平成十一年四月より一年間、県内初の試みであります町村間での職員派遣交流事業によりまして、「桃とぶどうと花の町」御坂町役場産業振興課へ派遣されております八代町役場の白城千秋です。

町村間での派遣交流事業は初めてということもありまして、様子を伺える先輩もいなかったせいか、辞令を頂いた時には期待もさることながら、全く新しい環境での業務であり、注目や期待され何らかの成果を求められる。まるで、代表の看板を背負い、不慣れなアウェイのグラウンドでプレーする様な非常に大きなプレッシャーを感じていました。しかし、辞令を頂いたからには、今回の交流事業の旨を理解され御賛同頂きました両町関係者の期待に少しでも答え、これからの両町の交流、行く末は、広域行政の円滑化を一層推進するためにも、不安を期待と使命感に切り替える様に自分に言い聞かせ、

「未知の世界」へ飛び込んで行き  
ました。

現在は、振興係として、笛吹川沿岸土地改良事業を中心に、有害鳥獣駆除、市民農園等の農政一般を担当させて頂いています。

共通して経験のある業務といえは、笛吹畑かん事業だけであり、それ以外の業務に関しては全く初めてのため、見るモノ、聞くコトが新しく、環境も全く変わったため、入庁8年目にして原点に戻ったような、新鮮で心地良い緊張感に包まれ恵まれた環境で快適に仕事をさせて頂いています。

仕事を離れた場面でも、職員研修旅行への同行、消防活動としては防災訓練への参加、御坂町総合計画策定若手職員セミナー、男女共同参画プランへの提言、互助会活動の一環である野球部、サッカー部活動への参加、職員無尽会での親睦交流、また昨年は、公共機関でも懸念されていた2000年間



御坂町役場産業振興課 白城千秋

題への対策等、普段では経験する事の出来ない貴重な経験も積ませて頂いております。

一抹の不安を抱えたまま飛び込んで行った「未知の世界」で私を待っていたものはと言うと、まさに目から鱗が落ちた感じでした。

町づくりの使命感と誇りに満ち溢れ、「住民サービスの向上」という目的意識を持った統制された集団でした。仕事を確実にかつ迅速に処理する職務遂行能力、鋭い切り口と豊富な経験を生かした総合調整能力、アグレッシブで創造性に富んだ政策形成能力、私自身も今からの職員に一番求められたいと思う、条例規則等自治立法に

よる法制度を整備する為の法務能力等を併せ持った優れた人材の宝庫でした。「こんなに身近にいるなんて！」手本とするべき職員像を見ると同時に、今までの自分の仕事に対しての視野の狭さを痛感しました。

今回の派遣交流によって私自身が感じた事は、隣接する町村でも、表面的には非常に似通ってはいるが、内面的には、それぞれの町村の文化や伝統、慣習、産業構造の違い等、様々な事情によって異なる。もちろん、それぞれの住民ニーズも異なる事から、あらゆるケースに対応する為には、綿密な計画立案、的確な実践(指導)、過去の反省を踏まえた上で更なる向上心を自らが強く持つ事が必要となり、「域(町)づくりは、人(職員)づくり。」の言葉通り、住みよい町づくりの為今まで以上に行政のあり方や公務労働が本来担うべき役割等を模索し研究する必要があると感じました。

「交流・合併・統合」は、二十一世紀の時代の大きな流れであり、好むと好まざるに関わらず、今からはこの流れと向かい合わなければならぬ。ただ流れに身を任せて流れていくか、主体性を持って事に取り組みか、結果(将来)は大きく違ったものになる。

「未知の世界で頂いたお土産は、一生の財産になりそうです。」

## 苦言

峡西地域市制推進協議会会長  
小林 寛樹

平成十年十月三日から一ヶ月間、峡西地域の六町村で、町村合併と市制実現を目標とした住民発議による合併協議会設置請求の署名活動を展開した。この活動は、平成七年の合併特例法の改正によって可能になった住民サイドからの取り組みである。

町村合併と市制実現という運動は、峡西地域に青年会議所を設立した時の主旨の一つで爾来二十余年峡西青年会議所は、「峡西は一つ」をキーワードに峡西祭りを初め多くの社会開発運動を進めてきた。また、元々この地域には、所謂昭和の大合併以来、将来は六町村が合併し市制を実現しようという機運が連綿とつながっていた。その表れはライオンズクラブやロータリークラブ、青年会議所の名称やテリトリーから知ることができ、昭和三十三年には、柳形町役場内に八町村（現六町村）による峡西市制促進委員会が設置された経緯もある。

このような歴史を踏まえた署名活動であったが、この中で実感したことを以下に述べてみたい。

まず最初に感じたことは、この署名が「合併そのものへの賛成の署名」という誤解であった。これ

は署名目的の周知不足と考え、急遽新聞チラシを作成して広報にとめたが、この誤解は後々の町村議会での協議会設置審議にまで及び、議論の焦点を混乱させた問題でもあった。しかし、これを別の視点から見れば、峡西地域では既にそのレベルにまで合併問題が住民意識の間に定着し、醸成された問題であったと考えられるのである。同時に感情的な議論もあったが、今後は、これら乗り越えた峡西地域の将来像についての実り多い議論を期待したい。

次に感じたことは、各種ボランティア組織の格差である。署名活動を行うには「署名代表者」と、具体的な活動を行う「署名受任者」が必要である。そのため実際に各町村の中に入り受任者の委嘱を行ったのであるが、この際、ボランティア組織の活動の熱度には大きな違いがあったことに驚かされた。「住み良い豊かなまちづくり」といった主旨の行政サイドのかけ声は大きい。しかしその補完的役割を担うべきボランティアに、組織的な意味で大きな違いがあるということは、今後の地方自治の運営に大いに問題提起できる事柄ではないだろうか。

さて、この署名活動結果は、目標の四〇%を上回った。これは全国と同種の署名の中でも突出し、これまで最高の二倍以上の数を集めるという驚異的なものであり、自治省を始め全国的にも大変な注目を集めるとともに、地域住民の関心度の大きさを示したものと見た。

平成十年十二月には、各町村長に対し署名簿を添え設置請求を行い、法律で定められた手続きに則り、六町村長の議会付議の決断と、六町村議会の熱心な審議と決議を経て、記念すべき二〇〇〇年四月一日の合併協議会設置となったのである。

日本社会の現状は、我々の孫子に大きいのしかかる六百兆円を超える財政赤字問題を抱えている。こうした中で、主権在民という民主主義の原点を考え、社会の構造改革を提案したこの度の合併協議会設置請求の住民発議が、真に豊かで住み良い地域社会を構築するための起爆剤となり、前向きな合併協議会の審議により、峡西地域が大きく発展することを強く願う昨今である。

ちん・ぶん・かん・ぶん??

# 珍感 分間

## 日本に来て思ったこと

海外技術研修員  
近藤 基広 (パラグアイ共和国)

めてくれるものの、都合の悪い時には「お前は日本人だから悪い」と言われることが多い。だから、日本人としての自覚も持て、という意味です。こうしたこともあって、自分でも必要な時には「日本人である」と確信を持てるようになるために、日本人のものとことに対しての考え方も研修のテーマの一つとして日本へやって来ました。

僕は日系二世として生まれ、小さい時から両親の教育で日本の文化、習慣、言葉などをパラグアイ共和国のことに共に学んで来ました。そのため、平成十一年度、山梨県海外技術研修員として決まった時から、ほとんど日本の生活に対して不安を感じないままに、日本にやって来ました。むしろ両親の生まれ育った国で勉強が出来ることに楽しみでした。

両親の教えといえ、様々なことがありますが、特に印象に残っている言葉としては、それは僕たち兄弟三人がいつも父から言われている「お前達は、パラグアイ人でありながら、日本人であることを忘れるな」という言葉です。父が言おうとした意味は、パラグアイの人たちは、僕たち日系人を国籍はパラグアイであっても、顔が日本人であるため、日本人と見がちである。都合の良い時には、パラグアイ人として認

した。「何故でしょう」、日本語としては、僕の言った言葉の方が正しいと誰もが証明出来ることなのに、日本のためにも「国語に存在する言葉を使えば良い」と言えることなのに、何故新しい言葉を取り入れ、それを流行らせようとしているのでしょうか。僕たちが正しいと信じて学んで来た日本語が、古くてもう使われないと言われるのであれば、外国では何を日本語として学べば良いのでしょうか。

実際日本で生活をして「見習わなければならぬ」と思ったことは、皆が規則を守って生活をしていることです。時間を守り、自然環境を守り、会社の規則などを守り、組織的に物事を運んでいくことなどです。これらのことは、一般的には当たり前のことだと思えますが、母国のパラグアイでは、民主主義という言葉を勘違いして皆自由好きなことをして良いというふうになっていきます。「自分さえ良ければそれで良い」というふうな考え方や、例えば誰かが誰かを騙したとすれば「悪いのは騙した人だけではなく騙された人も悪い」という考え方で、実際に、国民が口で言っている言葉のとおりに行動していることです。

日本では普通の考え方ののに、パラグアイでは筋が通らなく、逆にパラグアイでは、普通の考え方ののに日本では筋が通らない考え方など正しい方法を見極めて選ばなければならぬと思

う気持ちも勉強させていただきました。山梨に来て特にありがたく感じたことは皆さんの親切さです。研修員に対して慣れない日本での不自由な生活や、寂しい思いを和らげようとして親切にお世話して下さった方々、週末退屈しないようにと遊びに連れて行ってくれた方々、研修先の方々、様々な人達に本当に僕達研修員のために何事も勉強のためにと導いてくれたことを感謝しています。

最後に、短い研修期間でありましたけれど、日本の良いことを学び、帰国後、母国の良い点、悪いところなどを見極めて、日系人として誇りを持てるようになりたいと思います。

また、将来この研修期間で学んだことなどを母国の皆と語り合いたいながら、山梨県との交流を深めていきたいと思



## お答えします

# 自治

# Q & A

**Q** 本年十二月四月から介護保険制度が実施されることに伴い、国民健康保険税の課税はどのように変わるのか？

**A** 介護保険制度では、保険料の徴収方法が第一号被保険者（六十五歳以上の者）と第二号被保険者（四十歳以上六十五歳未満の者）では異なっており、第二号被保険者については、各医療保険者（市町村、健康保険組合、共済組合など）が介護納付金の納付に要する費用（その額については、納付先である社会保険診療報酬支払基金から通知される。）を徴収することとなっている。このため、国民健康保険税を課してい

る市町村にあっては、国民健康保険に加入している介護保険の第二号被保険者について、国民健康保険税に介護納付金を含めて課税することになる。（地方税法第七〇二条の四①）

課税額の算定例を示すと左図のようになる。

このように、介護納付金は、国民健康保険税として徴収されるが、課税額の算定、課税額の上限、国民健康保険税の減額等については、従前の医療分（基礎課税額）とは区分した算定方法によ

り課税されることになるため、介護保険に係る部分が独立した形で国民健康保険税に含まれることとなる。

なお、介護納付金減額の判定対象となる所得については、従来と同様、当該世帯の所得に基づき判定することとなり、世帯に属する第二号被保険者に係る所得のみを着目して介護納付金の

応益割額（被保険者均等割額、世帯別平等割額）について軽減するか否かの判断を行うものではない。

また、介護保険の第一号被保険者についての介護保険の保険料は、年金等から徴収されることとされているので、国民健康保険税については、従前の医療分のみが課税されることとなる。

**Q** A町のN職員は、たびたび同一人物から住民訴訟の被告として訴えられている。すべて、勝訴となっているものの、裁判所への出頭等の労力や応訴費用の自己負担など精神面、経済的にもかなりの重荷となっている。また、その訴えも権利の濫用とも思われる内容と考えている。そこで、N職員は、原告に応訴費用の自分の負担を求めることができず、そのことが、濫訴の歯止めにもなるのではと考えているのだが？

**A** 最近、住民訴訟が増加している。その理由としては、住民の納税者意識の高まりが背景にある。反面、住民でありさえすれば一人でも提訴できることや、自治法第二四四二条の二第四号の請求訴訟は、損害賠償額がいくら多額でも非財産上の請求とされ、八千二百円の手数料を支払うだけで提訴できるとされていることも要因であるとの指摘もされている。実際、権利の名に借りた不当の訴訟とおぼしき事例も見受けられるという声もあることは確かである。

ところで、自治法第二四二条の二第四号前段の請求訴訟の被告として訴えられるのは、地方公共団体の私人としての職員個人である。それは、この請求訴訟が、代位訴訟とも呼ばれるように、住民が地方公共団体に代わって、

損害を与えた職員を相手に損害賠償等を提起するためものであるからである。このため、弁護士費用など訴訟費用はすべて個人が負担することになる。ただし、「勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体は、議会の議決により報酬額の範囲内で相当と認められる額を負担することができる。（自治法二四四二条の二第八項）」ことになっている。

しかし、地方公共団体が負担するのは、実際に職員が負担した額ではないため、一部の自己負担は免れないのが実状である。

設問のように、勝訴した場合は、当該、応訴費用を原告に請求することが出来れば、個人の負担や地方公共団体の負担が軽減されることになる。特に、濫訴に歯止めをかける上で、一定の範

国民健康保険の被保険者を 算定基礎とした	
基礎課税額	所得割額
	資産割額
	被保険者均等割額
	世帯別平等割額

●上限額は年額53万円を予定



介護保険の第2号被保険者を 算定基礎とした	
介護納付金課税額	所得割額
	資産割額
	被保険者均等割額
	世帯別平等割額

●上限額は年額7万円を予定



### 国民健康保険税の 課税額

円で住民に負担を求めることは有効と考えられる。しかし、現行法上では、残念ながら認められていない。四号請求訴訟の類似する株主代表訴訟では、被告の請求により相当の担保を提供させることができ、また悪意の株主に対しては損害賠償もできることになって

**Q** 自治体が「貸借対照表」を導入し始めていますが、これによつてどのような効果があるのでしょうか。

**A** 現在、各自治体が採用している官庁会計は、年間の資金の出入り（歳入・歳出）を記載する「現金主義・単式簿記」を採用している。一方、企業会計では、将来発生するコスト（費用）も含めた「発生主義・複式簿記」の考えに基づいている。「現金主義」は、単年度の現金の収支を計上するものだが、「発生主義」は、現金の収支にかかわらず、取引の事実が発生した時点で収益や費用を計上する。「単式簿記」は会計記録を資金の収支という一面からだけで記録するものであるが、「複式簿記」はすべての会計記録を「貸方」「借方」の2面であらわしている。

貸借対照表は複式簿記の原理に基づくものであり、「借方」（表の左側）には資産を、「貸方」（表の右側）には負債と資本を記載する。資産と負債・資本の状況を左右対照にして表にまとめていることから、バランスシート（B/S）とも呼ばれている。簡単に言うと、企業の決算日における財政状態を明らかにするため、どこからどれだけかの資金を調達し、どれだけ使用したかを一つの表で説明したものである。

いる。こうした住民訴訟の問題点の指摘に広がる形で、現在、（財）自治総合センターでは「行政監視の在り方に關する研究会」を設置し、住民訴訟制度の運用上の改善策について検討を始めたところである。

現在、「現金主義・単式簿記」に基づく官庁会計の限界が指摘されているが、その原因は官庁会計が「コスト」という概念に基づいていないため、事務遂行のための経済性・効率性の追求が不十分であること。また、現金主義では毎年度の収支はわかるものの、累計額としてどれ程の固定資産を所有しているのか、地方債の残高がいくらかといったストック情報が含まれていないところにあるとされる。自治体で作成する決算書だけでは、将来的な住民負担の実体を示すことができないことは周知の事実である。

各自治体では税収が伸び悩み財政状況が厳しさを増しているが、従来の行政サービスの質を保持しながら住民の要求に答えるには、コストを意識しそれを最小限に抑えなければならぬ。また、情報公開の動きが進行するなかで、住民からの自治体の財政状況に関する情報開示の要求という外側からの要望もある。この双方からの動向に沿うかたちで、全国各地に貸借対照表を作成する動きが広がっている。しかしながら、貸借対照表を作成するだけで、自治体の財政状況が明確にさ

れるわけではない。貸借対照表は、あくまでも財政状況を概観するものであり、決算書や財産台帳を補完する一指標にすぎないことは理解しておく必要がある。また、現状では、官庁会計に貸借対照表を取り入れるという「理念」や「基準」が明確ではなく、作成しても団体間の比較が困難であり、意義や

**Q** 平成十二年四月に峡西地域で合併協議会が設置されると聞くが、この合併協議会とはどのような組織なのか？

**A** 市町村合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を及ぼすものであり、関係市町村の間で公正かつ慎重に検討し、関係市町村の将来についての計画を作成した上で行われるべきであるとの観点から、合併を行うこと自体の可否も含めて、合併に関するあらゆる事項（例えば、新しい市役所の位置や福祉関係の給付の水準、職員の身分取扱い等）の協議を行うために設置される組織が「合併協議会」である。

合併協議会は、地方自治法第二五二条の二により設置される地方自治法上の協議会であり、設置に当たっては、地方自治法による手続き（関係市町村の議会の議決を伴った規約を定めること等）が必要である。こうした協議会としては、①意思決定のための協議会、②連絡調整のための協議会、③計画作成のための協議会の三種類が存在しているが、合併協議会は、②連絡調整と③計画作成の双方の性格を有するものである。

合併協議会の設置は義務的なものではないが、市町村建設計画の作成その他合併に関するあらゆる協議を事前に

効果を検証できないとされている。そこで、国（自治省）では、学識経験者や自治体代表らで構成される「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」の中で、貸借対照表の共通マニュアルの開発を検討しているが、今年度末に中間的な報告書が提示される予定である。

行う場であること、合併協議会で作成される市町村建設計画に基づく事業についてののみ合併特例法上の財政措置が受けられること等を考えると、合併協議会の設置が必要であり、これまで合併特例法を適用した合併においては、すべて設置されている。

全国の設置状況を見ると、平成十二年一月一日現在協議が行われている合併協議会は、住民発議による合併協議会が六協議会、住民発議によらない合併協議会が六協議会である。また、こうした合併協議会の前段階として、地方自治法上の手続きを取らない、いわゆる任意の協議会を設置し、合併問題について協議を行っている地域も存在している。

**Q** 個人情報を守るために、本人の承諾なしには住民票の閲覧や写しの交付請求に応じないよう、との住民からの申し出を受け入れることはできるか？

**A** 最近、個人情報の保護についての関心の高まりあわせて、質問のような住民からの申し出が想定されることである。

住民基本台帳制度の趣旨は、住民の居住関係を地方公共団体が公に証明することともに行政の基礎とすることから、住民基本台帳の閲覧等については、住民基本台帳法（以下、「法」という。）第十一條第三項、第十二條第五項及び第二十條第二項に「不当な目的が明らかとなるとき等に限り、当該請求を拒むことができる」と規定されています。この「不当な目的」とは、他人の住民票

の記載事項を知ることが社会通念上、相当と認められる必要性、合理性がないにもかかわらず、探索したり、暴露したりすること等とされている。

（例）知り得た情報に基づいて「住民名簿」を作成し、不特定多数の者に販売する等）  
以上のことから、質問のような申請については、認容できないことになる。しかし、個人情報の保護の必要性が言われる中で、請求の趣旨を十分に吟味し、請求の目的を満足させる必要最小限の情報の提供に留意する必要があることはいうまでもない。

**Q** 政治資金規正法の改正の概要を教えてください。

**A** 平成十一年十二月に政治資金規正法が改正され、企業・労働組合等の団体の政治活動に関する寄附の制限が強化されました。

（一）平成十二年一月一日から、企業・労働組合等の団体（政治団体を除く。）が、資金管理団体（政治家が一人団体に限り指定できる団体）に対して政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。

（注）1. 政治家とは、公職の候補者、公職の候補者になろうとする者、公職にある者をいいます。

2. 企業・労働組合等の団体が政治団体に対して支払う党費・会費

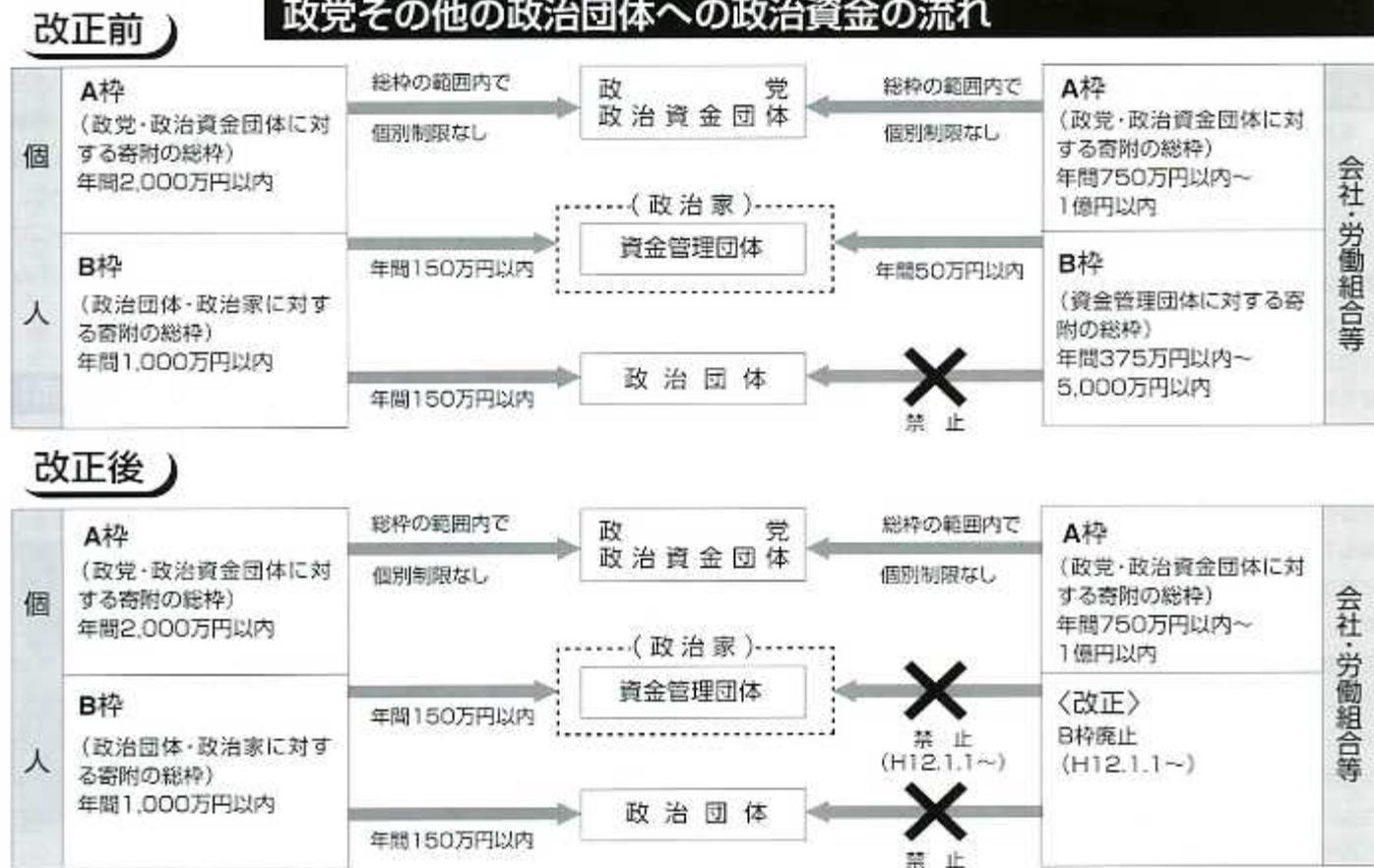
も寄附として取り扱われます。

（二）（一）に違反して寄附をした者、寄附を受けた者に係る罰則の規定は、平成十二年四月一日以後にされる寄附について適用されます。

なお、当該寄附が改正前の寄附の総枠制限、個別制限を超えるものである場合については、平成十二年四月一日より前であっても、罰則の適用がありません。

（三）に違反して寄附をすることを勧誘し又は要求した者に係る罰則の規定は、平成十二年一月一日以後にされたこれらの行為に適用されます。

政党その他の政治団体への政治資金の流れ



# Fight

## がんばって いま～す!!

### 建築指導課 望月 伸(甲府市)

昨年4月、県と市との人事交流職員として建築指導課に派遣され、1年が過ぎようとしています。この間、改正建築基準法の施行、地方分権推進一括法案成立に伴う対応等、息づく間もない程の忙しい日々を送ってきました。当初は、県と市の業務の流れや建築基準法の運用の違いにとまどうことばかりでしたが、厳しくも温かい先輩方のご指導や同僚らのサポートにより、充実した日々を送ることができました。

さて、この1年で最も新鮮な気持ちに感じとった事を挙げてみます。それは、担当内で議論を重ねて結論を出すという習慣があることです。特に、上司の考えが全て正しいとは限らないという意識が職員に浸透していることから、役職に関係なく自分の考えを述べる環境が作られています。これにより、若い職員の能力を引き出すとともに上司も正しいと思う意見を取り入れていきます。お互いに切磋琢磨して、適切な結論へと導かれていきます。仕事への取り組みとして今後に生かせる貴重な経験です。最後になりますが、2年間の派遣期間で、できるだけ仕事を吸収し、甲府市の発展のために積極的に市民の立場になって取り組んでいきたいと思えます。

### 峡東土地改良 野田一寿(勝沼町)

平成11年4月より、峡東土地改良事務所にお世話になり早9ヶ月が過ぎました。私は、ぶどうとワインと花の町「勝沼町」から人事交流により当事務所へ派遣され、畑地帯総合整備事業の積算設計業務を担当しております。何分派遣されるまで積算設計という業務を行ったことがなく、不安な気持ちで平成11年度を迎えることとなり、当事務所へ配属されました。

さて、この9ヶ月を振り返りますと、私自身、実に内容の濃い年だったと思います。4月当初については、仕事どころではなく、まず、自分の机の上に置いてあるパソコンという物が初めて触るものでありまして、どこをどういじっていいのかからず悪戦苦闘を強いられ、常に機能停止の状態。また、与えられた仕事については専門用語が飛び交い、何を言っているのかわからず、聞き直してもまだ理解出来ず、の状態が続き、とまどうばかりの毎日でしたが、11月頃にはやっと仕事に慣れ始めました。「ああ、もう半年過ぎるんだなあ」と思っていた12月に待望の子供が生まれ、仕事も家庭も大忙しの毎日です。年も明け、飛躍の年、2000年は今まで以上に仕事をし、事務所の皆さんと一緒に頑張る農業土木の勉強とより一層の努力をし、早く皆さんの役に立ちたいと思えます。



県と市町村との職員交流が、昨年4月からスタートしました。今回は、県から市町村へ、市町村から県にそれぞれ派遣され活躍している職員の皆さんに登場していただき、近況を紹介してもらいました。

### 商業振興課 井出 良司(長坂町)

商業振興課の井出良司です。早いもので、4月から始まった県庁への通勤生活も9ヶ月が過ぎ、新しい年を迎え思いを新たにしているところです。

私の街「長坂町」では既存商店街の活性化が望まれており、町では昨年、県内でも先陣を切って中心市街地活性化法に基づく活性化計画を策定したところです。そんな折、県内の街づくりの状況を「肌身で感じてこい」とのことで、商業振興課にお世話になっています。数ヶ月を過ごして、耳にする大型店の撤退・目にする商店街の空洞化・苦悩する地域、それを取り巻く流通環境の変化・厳しさを感じているところです。仕事の上ではスタイルの違いに戸惑ったこともありましたが、周りの皆さんに支えていただきながら、楽しく過ごしてこれました。ともあれ、余すところ1年です。この交流事業による体験が自分のために、そして少しでも今後の「街づくり」に生かせたらと、ミレニアム2000年を頑張る決意をしています。



県からいんてんはー!

### 都市計画課 杉本 明(大月市)

新年あけましてまして、おめでとうございます。この場をお借りしまして一言で挨拶させていただきます。私は、大月市から派遣されまして、土木部都市計画課指導担当に務めさせていただいております。早いもので、あっという間に月日は流れ、9ヶ月と13日が過ぎ去ってしまいました。今でも毎日ドキドキの連続で、日々これ新しい発見の連続です。今はこの知識を身につけ、早くワンランク上の自分になれるよう頑張っております。私は、昭和46年、亥年の生まれで体型も猪です。猪突猛進という言葉がありますが、前だけ見て突っ走っていきたく思います。



## 長坂町 久保島昌史(北巨摩地方振興事務所)



「名水と国産オオムラサキの里」、その自然の豊かさに写真家や絵描きの熱いまなざしを受ける長坂町産業課に派遣になり、はや1年。一人前の役場職員に少しでも近づこうと「なんでもできる職員」目指し、日々奮闘中です。

よりよい町を目指して、何か形あるものにしていくためには住民に信頼されることの大切さと、その楽しさを実感しています。当然土日行事出勤は当たり前(掲載写真は日曜撮影のためネクタイ未着用ですのであしからず)。住民とダイレクトに接するからこそできる術ですが、反面、理屈だけの小手先では通じない厳しさを感じ、地元に通じる理論の重要性を痛感する毎日です。担当業務は商業振興に農業振興と、ソフト・ハードいろいろあり、まさにスーパー町職員の垣間みる思いです。その他ハケ岳南麓で活躍されている多様な方々と接する機会ももてます。県では得難いこの仕事の難しさ、楽しさに思わず「このまま骨を埋めようか…」なんて思うこともしばしば。とにかく経験してみなきゃわからない。

## 三富村 渡辺 健二(東山梨地方振興事務所)

平成10年4月から「笛吹の里 みとみ」に派遣されて早2年が過ぎようとしています。赴任した当初から国道140号雁坂トンネルの開通で話題を呼び、訳も分からず埼玉県大滝村との交流イベントを手伝い、5月の連休前後には西沢深谷の観光情報(ジャクナグ)の問い合わせの多さに驚き、1度も訪れたことがない場所を役場の方に教えていただきながら案内していたことが今となっては懐かしく思えます。役場では、総務課に配属され、職員の給料や共済その他雑用?を担当しています。人口約1400人の過疎の村でも業務量はそれなりにあり、田や県からくる文書も多く、職員は一人で複数の仕事をこなしています。今年4月からはいよいよ地方分権推進法が施行され市町村の役割は重要性を増してくると思います。私見ではありますが効率のよい行政サービスを住民に提供するためには、ある程度の規模の行政単位が必要ではないかと感じています。村でいろいろ経験したことを糧として県行政に活かすことができればと思っています。



## 大月市 根津一保(都市計画課)



昨年4月大月市都市整備課に勤務してから9ヶ月が経過しました。

大月市は現在、中央道6車線化、桂川ウエルネスパーク、大月バイパス、桂川下水道、等々の大型プロジェクトが実施されています。

その中で、都市整備課は各事業の用地交渉や事業調整などの業務を担当し、早期完成を目指し一丸となって頑張っています。

通勤にはJR中央線を利用していますが、乗車時間1時間弱、周囲の景色を堪能する間もなく夢の世界へ引きずり込まれ、何度となく乗り越えそうになり肝を冷やしておりますが、これもまた楽しい出来事と今日も元気に通勤しています。

さて、大福な変貌を遂げようとしている本市を、市職員として携われる機会を得られた事は、私の今後の業務に大きな財産になると思っています。

最後に、肝機能の低下が気になる方へ。大月市で栽培を奨励しているウコンは、実によく大きく植物です。その効能、購入方法等については市の商工観光課の冊子に詳しく掲載していますので、問い合わせてください。

## 甲府市 米山 文人(建築指導課)



昨年の4月に人事交流職員の1人として、甲府市都市整備部建築指導課に派遣され早くも1年が過ぎようとしています。甲府市では「人と自然に優しくあふれるまち甲府」をめざして7つのプロジェクトを推進しています。私が勤務する建築指導課も都市づくりの基盤として取り組んでいます。

しかし、甲府市の抱える問題はいくつもあり、行政の最前線の苦労が最近ようやくわかるよう様になりました。法律理論のみではいかならない問題は数多くあり、住民感情等さまざまな要因がそこには存在しています。それをいかに法律にそい、市民のニーズに近づけることが行政の役割だと思っています。行政の最前線でその役割を実行できることは、私にとってはよい経験になると思います。後、1年以上ありますが、甲府市役所職員としてがんばりたいと思います。

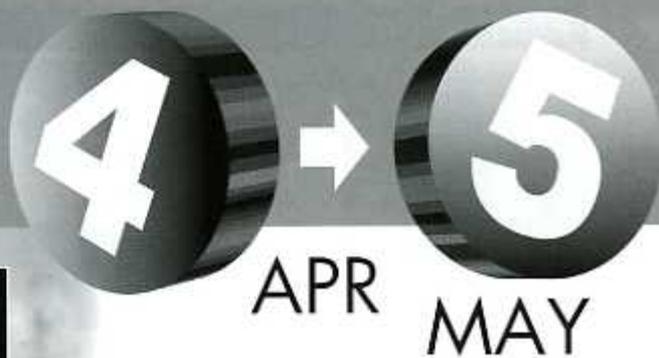
## 甲府市 大沼純一(峡中地方振興事務所)

甲府市役所工業振興課に、県と市町村との職員交流の一人として派遣されてから、10ヶ月が過ぎようとしています。この間は担当する仕事の中でも最大の行事である「輝きの祭典」があり、お祭り一色の日々が続きました。「輝きの祭典」とは、地場産業の振興と街中の賑

い回復を目的に開催するお祭りで、甲府市の地場産品を一堂に介し展示販売等を行いながら、各種イベントを開催するお祭りです。来年度もより魅力あるお祭りになるよう準備を進めていますので、ぜひ秋の行楽シーズンは、「甲府の街」に期待してください。市町村への派遣ということで、最初の頃は多少戸惑いもありましたが、新しい職場で暖かく迎えていただき、元気にがんばっています。最後に、これから行政の主役となる最前線の職場での経験や、そこでの人間関係を大切に、残りの派遣期間を過ごしていきたいと思っています。

# 市町村イベントごよみ

## 春、花と戯れよう!!



APR → MAY

## 【花のイベント特集】

### 一宮町 4月上・中旬

日本一の桃の里いちのみやの春は、一面ピンク色に染まる桃の開花とともに訪れ、この時期は多くの観光客がその美しい風景を楽しんでいます。毎年この季節に開催する桃の里花まつりは、春の風物詩として古代ロマ

### いちのみや桃の里花まつり

ンの里いちのみやの人々の人情を織りませ、賑わいをみせます。中でも桃の花が満開となる四月九日に開催される「桃の里マラソン大会」は、満開の桃の花と残雪の南アルプスの峰々に魅せられ、全国各地から四千

名を超える市民ランナーが集まります。また、当日はお祭り広場で地酒の試飲コーナーなど多彩な催しが行われます。  
(会場：国分寺周辺ほか)

### 御坂町 4月8日(土)・9日(日)

### みさか桃の花まつり

春、御坂町は一面が桃の花でピンク色に染まり、小高い場所から見たその景色は、まさにピンクのジュータンを敷き詰めたようです。毎年四月の第一土・日曜日に行われる桃の花まつりの会場では、特産品が当たる抽選会をはじめ、町内の団体による土産品や軽食の販売のほか、写真

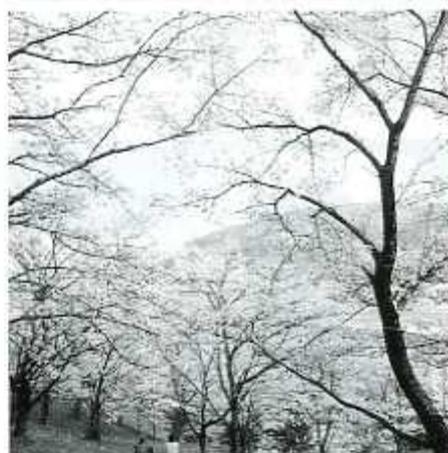
コンテストや写生大会などのイベントが行われます。また、会場周辺に散策コースが設けられ、残雪の南アルプスをバックに、鮮やかなピンク色の桃の花に包まれた御坂町の春に触れることができます。  
(会場：花鳥の里スポーツ広場)

### 鯉沢町 4月上旬

### 大法師さくら祭り

町の中心部にある大法師山は、全山二千本からなる桜の名所で、毎年四月上旬になると山全体がピンク色に染まります。この桜が咲き誇る時期に約一週間わたって「大法師さくら祭り」が開催されます。満開の桜の下は県内外からの花見客で賑わい、夜桜をバックに打ち上げ

られる花火大会や、江戸時代から伝わる「鯉沢ばやし」の演奏が響きわたる中で繰り広げられる様々な催しが行われます。また期間中は模擬店が軒を並べ、鯉沢ならではの味や土産を楽しんでもできます。  
(会場：大法師公園ほか)





## アヤメフェア

櫛形町  
5月6日(土)・7日(日)

県民の森「櫛形山」は東洋一のアヤメの群落(約三千万本)があることで有名です。櫛形町では、「アヤメ」をまちづくりのシンボルとして、様々な催しを行っています。中でもこのアヤメフェアでは、町の中心部を流れる滝沢川の河川公園で咲き誇る色とりどりの八万株のアヤメを観賞することができます。

全国的にも珍しいアヤメの鉢植えが並

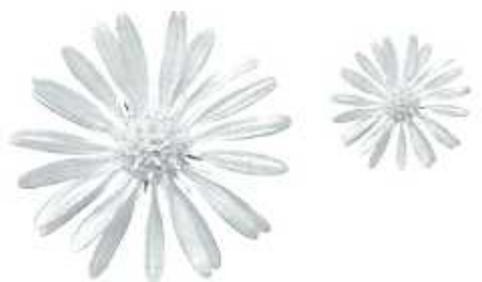
べられるほか小笠原流流鏝馬も行われ、最終日には、親子アヤメ写生大会や芸能大会、バンド演奏会、お茶席と邦楽演奏会、アヤメをバックにしたモデル撮影会、魚のつかみどりなど家族で楽しめるイベントが数多く行われます。特産品の即売も人気の一つとなっています。

(会場：滝沢川公園)

まだまだあります。  
花のイベント



開催日	イベント名	開催地
<b>4月</b>		
1(土)	身延山観桜会	身延町
1(土)~15(土)	春日居桃の花まつり	春日居町
3(月)~16(日)	石和温泉桃の花まつり	石和町
8(土)	永泰寺花まつり	上九一色村
9(日)	若彦路の里花まつり	八代町
上旬	岩殿山さくら祭り	大月市
15(土)・16(日)	春一番花と緑の増穂植木まつり	増穂町
17(月)	山の神千本桜	豊富村
29(土)	玉穂町れんげまつり	玉穂町
29(土)	ふじざくら祭り	富士吉田市
29(土)~5/5(金)	河口湖富士桜ミツパツツジ祭	河口湖町
下旬	鳴沢つつじ祭り	鳴沢村
下旬~5月上旬	ぼたんの花まつり	三珠町
<b>5月</b>		
5(金)	長沢鯉のぼり祭り	高根町
上旬	クマガイソウ祭り	西桂町
中旬~6月上旬	すずらんの里祭り	芦川村



# 市町村振興協会たより

## 国際文化アカデミー国際化情報提供サービスについて

滋賀県大津市に設置されている全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）は、国際化に的確に対応し効率的な市町村行政を行うための人材育成のための各種研修を行うとともに、市町村の国際化に役立つ情報の提供サービスを行っております。

国際文化アカデミーで収集した書籍や国、都道府県、市区町村及び国際化関係団体等の資料をもとに質問に応じて、文献の紹介や、ありか情報として関係団体の紹介や事例の紹介を

行っています。

主な内容は、次のとおりです。なお、このサービスは、無料ですのでお気軽にご利用ください。

なお、国際文化アカデミーの研修については、各市町村へ募集要綱が送付されておりますが、ホームページにおいても研修所の概要や研修内容を紹介しておりますので、是非ご覧ください。

また、本協会においては、国際文化アカデミーの研修受講経費に対する助成措置を行っております。

## 主な情報提供内容

### 地域の国際化に関する情報

- 基本統計（外国人登録者数など）
- 「国際化推進大綱・指針」の事例
- 「国際化関連制度・施策」の事例
- 「国際交流」「国際協力」「住民啓発事業」等の事例
- 「行政組織」「公職名」「公共施設の標識」等の外国語表示例
- 自治体等作成の外国語（外国人向け）資料に関する情報（生活情報誌、観光情報誌、地域要覧、地図、緊急時マニュアル（事故・防災など）、各種生活ガイド（住宅、医療、税金など）、観光ガイド（観光施設、行事など））

### 【質問例】

- 国際化推進大綱を策定するにあたり、他の市町村の例を参考にしたいので、同規模の市町村で策定しているところを教えてください。
- 他市町村では、「行政組織名の外国語表示マニュアル」をどのような言語で作成していますか。
- 避難場所の看板を作成します。中国語とハングルの表示例を教えてください。
- 韓国の地方自治体と職員の相互派遣を行う予定です。前例や参考となる図書を教えてください。
- 中国語、ポルトガル語、日本語の「3カ国語防災マップ」を作成します。類似の防災マップを参考にしたいので、作成している自治体を教えてください。

### 団体・人物情報

- 国際化関係機関・団体に関する情報
- 国際化関係分野の講師情報（講師の斡旋はしていません）

### 外国の文化事情等に関する情報

- 外国の「歴史」「政治」「地方自治」「経済」「民族」「文化」などについて情報を提供します。

### 【質問例】

- 市議会議員の研修で、アメリカの〇〇州へ、教育・福祉について視察に行く予定です。事前にその他の地方自治や教育制度等について学習したいのですが、何かよい資料はないでしょうか。
- 来庁されるブラジルの地方議会議員団の中に「書記」の肩書きの方がいらっしゃいます。この役職は、事務レベルなのか役員レベルなのか教えてください。

### 問い合わせ先

全国市町村国際文化研修所（調査研究第二課）  
〒520-0106 滋賀県大津市唐崎二丁目13-1

TEL.077-578-5933 FAX.077-678-5907

E-mail: ouhou@jiam.or.jp URL: http://www.jiam.or.jp



## はっらっ!! 市町村職員



高根ふれあいテレビ  
土屋 雅光さん(高根町)

高根ふれあいテレビで活躍する土屋雅光さんを紹介します。

土屋さんは、町営の有線テレビ(所属は総務課広聴広報係)に平成9年4月より、配属になり毎日テレビカメラを持って、町内の話題を追いかけています。テレビにはまったくの素人で、配属当初は悪戦苦闘していましたが、持ち前の明るさと、スポーツマン(好きなスポーツはバレーボール、スノーボード)精神で頑張っており、アナウンサーとしても登場し、町内、どこに行っても役場の顔として知れ渡っています。

仕事は、取材から編集まで全てを自分で行って、常に完成度の高い映像を提供しています。もうテレビでは、なくてはならない存在のスタッフに成長しました。高根ふれあいテレビは、少ないスタッフで月曜日から金曜日まで毎日ニュースや話題を放送していますが、土屋さんは、その中で更に1年を通した企画番組も追い続けており、「石像物から見る四季」「飯塚さんの農業日記」など、すばらしいシリーズ物などが放送され好評を得ています。



## A F T E R N O T E S

### 編集後記

地方分権一括法がいよいよ、4月から施行になる。介護保険制度もスタートする。市町村行政に寄せる期待が日増しに高まっている。とともに、行政に向ける住民の目は、厳しくなる一方である。最近、統計的な数値を使っての市町村行政のランク付けなども盛んに行われるようになり、住民は、他市町村との比較の中でわが町の行政サービス水準を見るようになってきている。こうした状況を踏まえ、特集では、効率的・効果的な行政の確立に最近とみに関心が高まっている「行政評価」を取り上げた。何をやったか、いくら金をかけたのではなく、何が出来たかを問うのが行政評価である。この機会に、是非、導入の検討を。



## 市制施行50周年「富士吉田市」

富士の“遊ぶ”まち「富士吉田市」は、富士山の歴史と登山の街として、毎年多くの観光客や登山客が訪れます。

平成12年は市制50周年にあたります。富士山と麓の豊かな自然を舞台に、50周年を祝う多彩な記念行事を開催し、市内外に向けて情報発信します。